

ドイチェ・ライフ・プラン30／50／70

追加型投信／内外／資産複合

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2025.8.16

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- 1 . 本書により行うドイチェ・ライフ・プラン 30 / 50 / 70 (以下「ファンド」といいます。) の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 5 条の規定により有価証券届出書を 2025 年 8 月 15 日に関東財務局長に提出しており、2025 年 8 月 16 日にその効力が発生しております。
- 2 . 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
- 3 . 本書は、有価証券届出書 (第三部の第 2 及び第 3 を除きます。) の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書 (請求目論見書) です。

発 行 者 名 : ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 弘貴・ゲアハルト・ヴィースホイ
本店の所在の場所 : 東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号 麻布台ヒルズ森JPタワー
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

目 次

項 目	ページ
第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	5
第 1 【ファンドの状況】	5
第 2 【管理及び運営】	62
第 3 【ファンドの経理状況】	68
第 4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	140
第三部 【委託会社等の情報】	141
第 1 【委託会社等の概況】	141
投資信託約款	

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ドイチェ・ライフ・プラン30

ドイチェ・ライフ・プラン50

ドイチェ・ライフ・プラン70

(以下、上記ファンドを総称して「ファンド」という場合があります。また、上記ファンドそれぞれを「各ファンド」という場合があります。)

(注) 以下、各項目等に特に記載がない場合は、上記ファンド共通の内容となります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて2,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額[※]とします。

※ 「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

(7) 【申込期間】

2025年8月16日から2026年2月17日まで（継続申込期間）

※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。
販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9) 【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。
各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後 3 時30分^{※1}までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

※1 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約^{※2}を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消しまたは変更することができます。

③振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

④投資信託の基礎知識

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。
その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



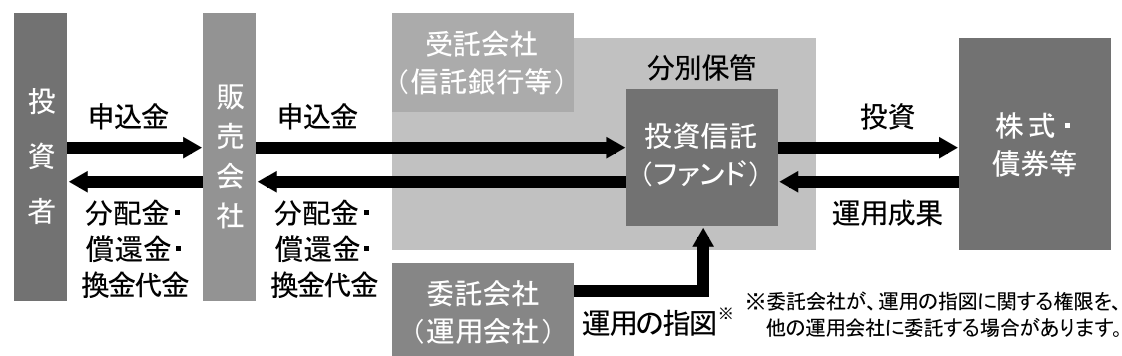
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ ホームページアドレス <https://funds.dws.com/ja-jp/>
- ・ 電話番号 03-6730-1308（受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債及び外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

各ファンドについて2,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内 海外	株式 債券 不動産投信	MMF MR F	インデックス型
追加型投信	内外	その他資産()	E T F	特殊型
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「内外」とは、目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「資産複合」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<属性区分表>

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象イン デックス	特殊型
株式		グローバル (日本を含む)				
一般						
大型株						
中小型株						
	年1回	日本			日経225	ブル・ ベア型
債券		北米	ファミリー ファンド	あり ()		
一般	年2回	欧州				条件付 運用型
公債	年4回	アジア				
社債	年6回 (隔月)	オセアニア			TOPIX	
その他債券						ロング・シ ョート型/ 絶対収益追 求型
クレジット属性 ()						
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券)))	日々	アフリカ				
	その他 ()	中近東 (中東)			その他 ()	その他 ()
資産複合 ()		エマージング				
資産配分固定型						
資産配分変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド（投資信託証券）を通じて実質的に複数の資産（株式及び債券）に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「資産複合」に分類されます。
2. 「決算頻度」の区分のうち、「年1回」とは、目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象地域」の区分のうち、「グローバル」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとします。
4. 「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

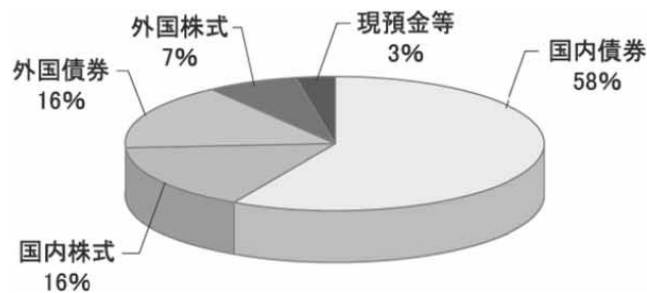
なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

④ファンドの特色

- a. 国内債券・国内株式・外国債券・外国株式等へ投資する各マザーファンドへの分散投資により、リスクを低減しつつ中長期的な安定収益の獲得を目指します。
- b. 資産配分の中立的配分となる「基本アセット・ミックス」を決定し、一定の範囲内で資産配分の調整を行います。

<基本アセット・ミックス> (2025年6月末現在)

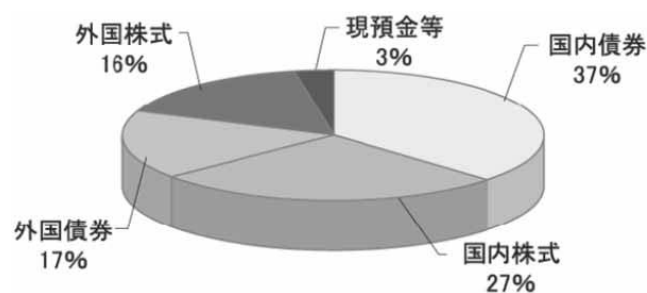
「ドイチェ・ライフ・プラン30」



	中立的配分 (%)	変更限度枠 (%)
国内債券	58	±10
国内株式	16	± 5
外国債券	16	± 5
外国株式	7	± 5
現預金等	3	0-8
合 計	100	

(注) 国内株式と外国株式の合計は30%以下とし、外国株式と外国債券の合計は30%以下とします。

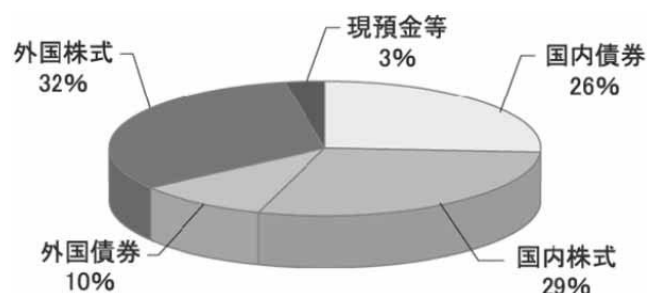
「ドイチェ・ライフ・プラン50」



	中立的配分 (%)	変更限度枠 (%)
国内債券	37	±10
国内株式	27	± 5
外国債券	17	± 5
外国株式	16	± 5
現預金等	3	0-8
合 計	100	

(注) 国内株式と外国株式の合計は50%以下とし、外国株式と外国債券の合計は40%以下とします。

「ドイチェ・ライフ・プラン70」



	中立的配分 (%)	変更限度枠 (%)
国内債券	26	±10
国内株式	29	± 5
外国債券	10	± 5
外国株式	32	± 5
現預金等	3	0-8
合 計	100	

(注) 国内株式と外国株式の合計は70%未満とし、外国株式と外国債券の合計は50%以下とします。

(注) 基本アセット・ミックスは変更される場合があります。

- c. ベンチマーク（運用を評価するための指標）を定め、アクティブ運用によって、ベンチマークを上回る収益を追求します。

○ ベンチマーク

各ファンドのベンチマークは、委託会社が、国内債券：NOMURA－BPI 総合、国内株式：TOPIX（東証株価指数：配当込み）、外国債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスグローバル（除く日本）、外国株式：MSCI コクサイ指数（配当込み）、現預金等：無担保コール・レートをそれぞれ中立の配分で加重して計算したものです。

	各資産のベンチマーク
国内債券	NOMURA－BPI 総合 ^{※1}
国内株式	TOPIX（東証株価指数：配当込み） ^{※2}
外国債券	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスグローバル（除く日本） ^{※3}
外国株式	MSCI コクサイ指数（配当込み） ^{※4}

※1 NOMURA－BPI は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFR C」といいます。）が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利はNFR Cに帰属します。なお、NFR CはNOMURA－BPI を用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

※2 TOPIX（東証株価指数）の指数値及びTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

※3 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスグローバル（除く日本）は、JPMorgan Chase & Co. の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P.Morganは、インデックス及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でインデックス及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはインデックス及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

※4 MSCI コクサイ指数は、MSCI インク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

（注）ファンドのパフォーマンスはベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークは一定の投資成果を保証するものではありません。また、株式及び金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。

○ 主な投資対象

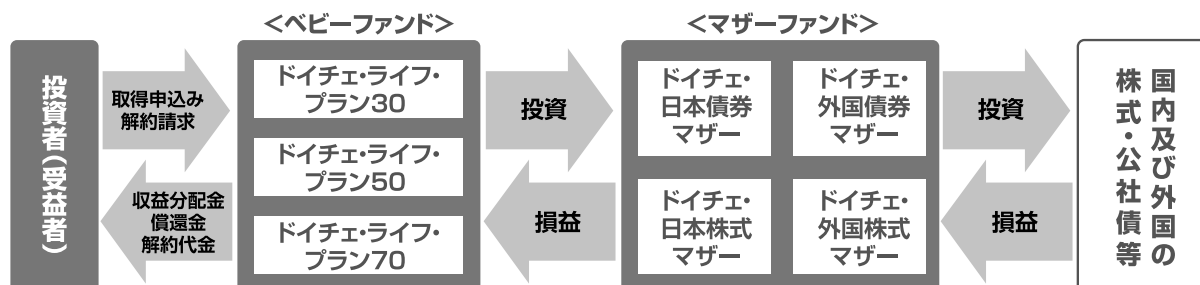
各マザーファンドへの投資を通じて、下記投資対象に投資します。

	主 な 投 資 対 象
国内債券	ベンチマーク採用銘柄のうちシングルA格相当以上の公社債
国内株式	わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式
外国債券	ベンチマーク採用国のシングルA格相当以上の国債
外国株式	ベンチマーク採用国の上場株式

d. 原則として為替ヘッジは行わないことを基本としますが、為替変動によって為替差損が生じる可能性があると判断した場合は、為替ヘッジを行います。

e. ファミリーファンド方式*で運用を行います。

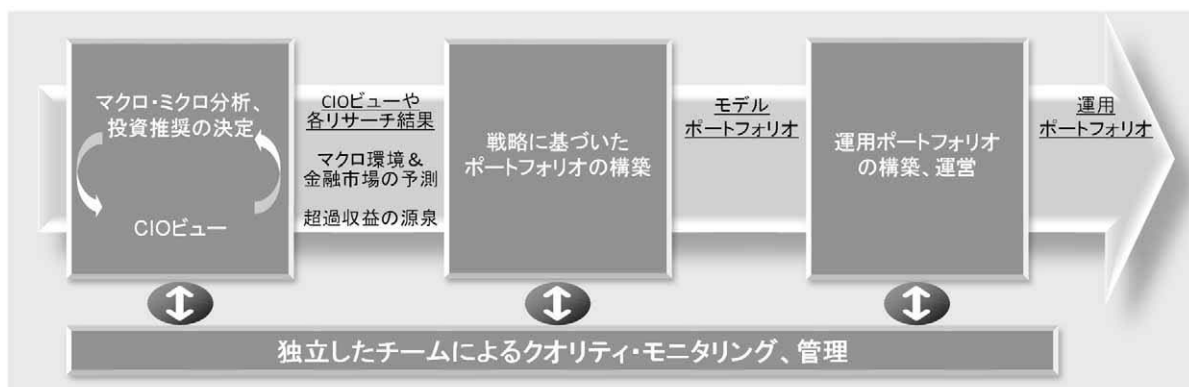
※ 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



(注) 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

＜運用プロセス＞

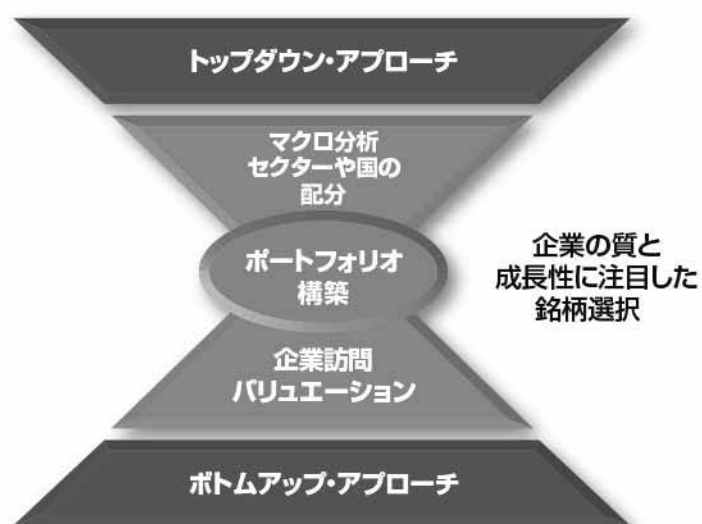
●ドイツ・日本債券マザー及びドイツ・外国債券マザー



ミクロ分析



● ドイチェ・日本株式マザー及びドイチェ・外国株式マザー



(注1) 上記運用プロセスにおいて、DWS グループ（グローバル）またはその他外部機関の投資環境調査等やモデルポートフォリオを参考にすることがあります。

(注2) 上記各運用プロセスは本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

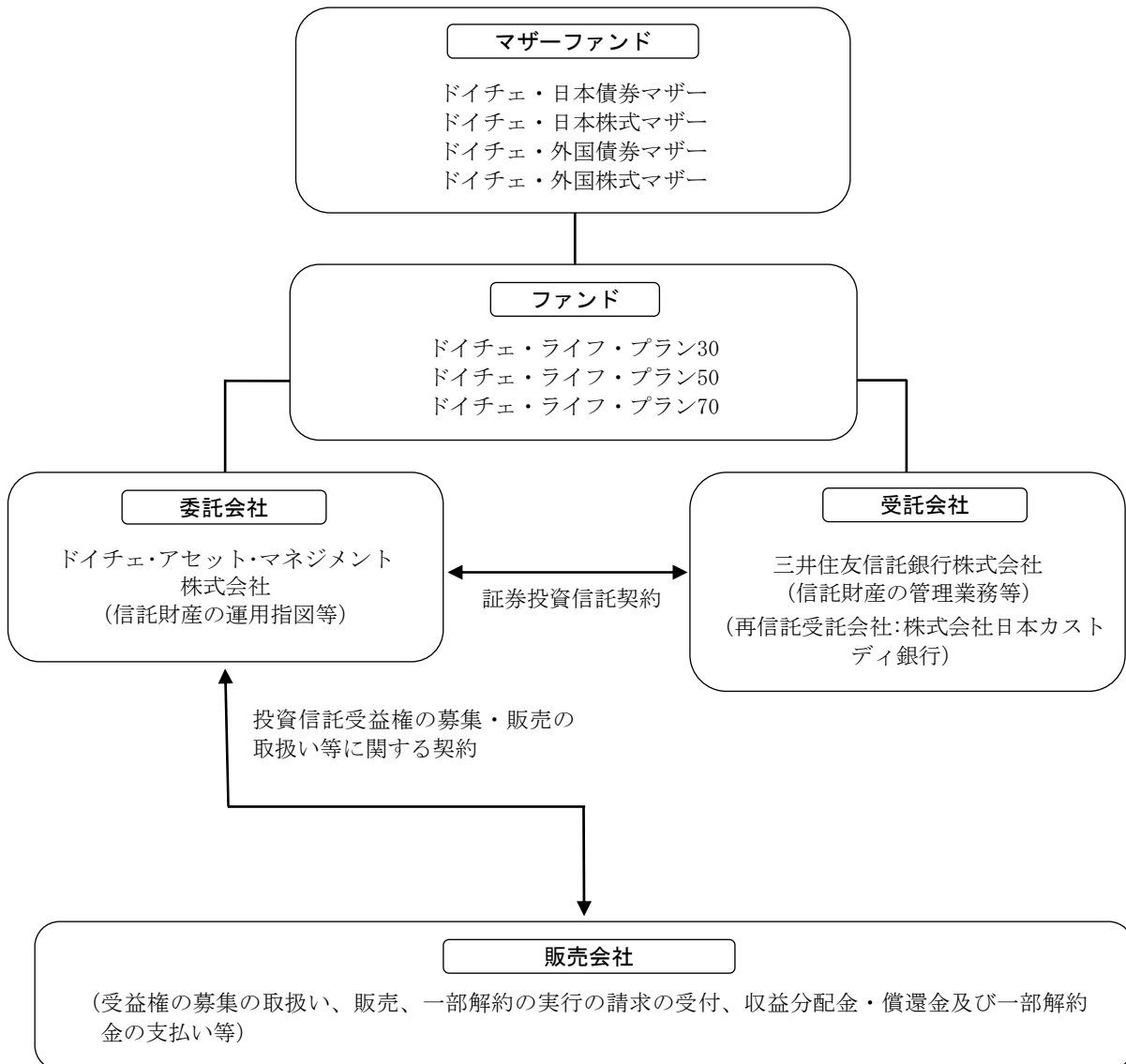
1998年11月26日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

2000年12月1日 ファンド名称の変更

(「B T ライフ・プラン30／50／70」より「ドイチェ・ライフ・プラン30／50／70」に変更)

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



②委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

③委託会社の概況

a. 資本金の額（2025年6月末現在）

3,078百万円

b. 沿革

1985年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立

1987年 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得

1990年 ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更

1995年 ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得

1996年 ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更

1999年 バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメン
ト（株）に社名を変更

2002年 チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併

2005年 ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サービ
ス業務を統合
資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

c. 大株主の状況（2025年6月末現在）

名 称：DWS グループ GmbH & Co. KGaA

住 所：ドイツ連邦共和国60329 ヘッセン フランクフルト・アム・マイン マインツァー・
ラント通り11-17

所有株式：61,560株

所有比率：100%

2【投資方針】

以下、各項目等に特に記載がない場合は、各ファンド共通の内容となります。

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債及び外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

＜マザーファンドの基本方針＞

「ドイチェ・日本株式マザー」

主にわが国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・日本債券マザー」

主にわが国の公社債に投資し、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・外国株式マザー」

主に外国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・外国債券マザー」

主に外国の公社債に投資し、安定収益の獲得を目指して運用を行います。

②運用方法

a. 投資対象

ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券（以下、それぞれ「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象とします。

b. 投資態度

「ドイチェ・ライフ・プラン30」

1) 主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の30%を、かつ外国株式と外国債券等の外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の30%を超えない範囲で運用を行います。

「ドイチェ・ライフ・プラン50」

1) 主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の50%を、かつ外国株式と外国債券等の外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の40%を超えない範囲で運用を行います。

「ドイチェ・ライフ・プラン70」

1) 主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の70%未満の範囲で、かつ外国株式と外国債券等の外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の50%を超えない範囲で運用を行います。

(以下、各ファンド共通)

- 2) 各資産毎（日本株式、日本債券、外国株式、外国債券）の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。
- 3) 各資産毎の資産配分の決定・変更は以下のように行います。
 1. 各々のマザーファンド受益証券への中立的な投資配分（基本アセット・ミックス）を以下の要領で決定します。
 - i) 3年～5年の中長期的観点で、一定の収益目標を定めます。
 - ii) 各資産毎（日本株式、日本債券、外国株式、外国債券）に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。
 - iii) 予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本アセット・ミックスとします。
 - iv) 長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化したと判断した場合は、基本アセット・ミックスの見直しを行います。
 2. この基本アセット・ミックスを中立的配分として、四半期毎に戦略的資産配分（各々のマザーファンド受益証券への投資配分）の計画を作成します。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の計画を決定します。
 3. 各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、一定の変更限度内で資産配分の調整を行います。
 - 4) 各マザーファンド受益証券の合計の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向等によってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
 - 5) 実質外貨建資産については、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるとは判断した場合は、為替ヘッジを行います。
 - 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）等、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れ及び資金の借入れを行うことがあります。
 - 7) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

<マザーファンドの概要>（詳細については、各マザーファンドの信託約款をご参照下さい。）

※ 各マザーファンドは、信託約款に基づき、以下の概要の通りの運用を行います。

「ドイチェ・日本株式マザー」

- 1) 主にわが国の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式に積極的に投資を行い、東証株価指数（配当込み）を上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、トップ・ダウン及びボトム・アップの両方を活用した運用を行います。業種配分に関しては、マクロ経済・産業分析等を通じて最適な配分を決定します。銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズ分析、定性分析、バリュエーション分析、将来の成長性等を吟味した上で投資対象の絞込みを行います。
- 3) 業種及び銘柄の分散を行い、ポートフォリオ全体として意図せざるリスクをとることを抑制します。
- 4) 株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組入れ比率を引き下げることがあります。
- 5) 上記の運用を補完する目的でわが国の企業が発行する外貨建の転換社債、新株引受権証券、外国の取引所におけるわが国の株価指数先物等を行い、外貨建資産を保有することがあります。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、

為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。

7) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・日本債券マザー」

- 1) 主にNOMURA-BPI総合に採用されている公社債に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションやイールド・カーブ等の調整を行います。
- 3) 上記の運用を補完する目的で、外国の証券取引所におけるわが国の有価証券先物取引等を行うために、外貨建資産を保有することがあります。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 5) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・外国株式マザー」

- 1) 主にMSCIコクサイ指数に採用されている国の株式に積極的に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。なお、市況動向等によっては、MSCIコクサイ指数に採用されていない国の株式を信託財産の最大10%まで組入れることがあります。
- 2) 付加価値を高めるために、個々の企業のファンダメンタルズ及びバリュエーションを考慮して銘柄選択を行います。
- 3) 株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組入れ比率を引き下げることがあります。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 5) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・外国債券マザー」

- 1) 主にJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスグローバル（除く日本）に採用されている国債を中心に投資を行い、同インデックスを上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションや国別配分等の調整を行います。
- 3) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 4) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①委託会社は、信託金を、主としてドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券及びドイチェ・外国債券マザー受益証券のほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記8. までの証券の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
11. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
14. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で上記16. の有価証券の性質を有するもの
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1. の証券または証書及び上記9. ならびに上記14. の証券及び証書のうち上記1. の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記6. までの証券及び上記9. ならびに上記14. の証券または証書のうち上記2. から上記6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記10. の証券及び上記11. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託会社は、信託金を、上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

③委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

④上記①の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<マザーファンドの投資対象>

「ドイチェ・日本株式マザー」

①委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券及び新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記7. までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15. の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1. の証券または証書及び上記8. ならびに上記13. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記5. までの証券及び上記8. ならびに上記13. の証券または証書のうち上記2. から上記5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9. の証券及び上記10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託会社は、信託金を、上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

③委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

④上記①の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・日本債券マザー」

①委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記6. までの証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で上記12. の有価証券の性質を有するもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1. から上記5. までの証券及び上記7. の証券または証書のうち上記1. から上記5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8. の証券及び上記9. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託会社は、信託金を、上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

③委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

④上記①の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・外国株式マザー」

①委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券及び新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記7. までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15. の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1. の証券または証書及び上記8. ならびに上記13. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記5. までの証券及び上記8. ならびに上記13. の証券または証書のうち上記2. から上記5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9. の証券及び上記10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託会社は、信託金を、上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

③委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

④上記①の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・外国債券マザー」

①委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人が発行する債券
4. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記6. までの証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で上記12. の有価証券の性質を有するもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1. から上記5. までの証券及び上記7. の証券または証書のうち上記1. から上記5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8. の証券及び上記9. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託会社は、信託金を、上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

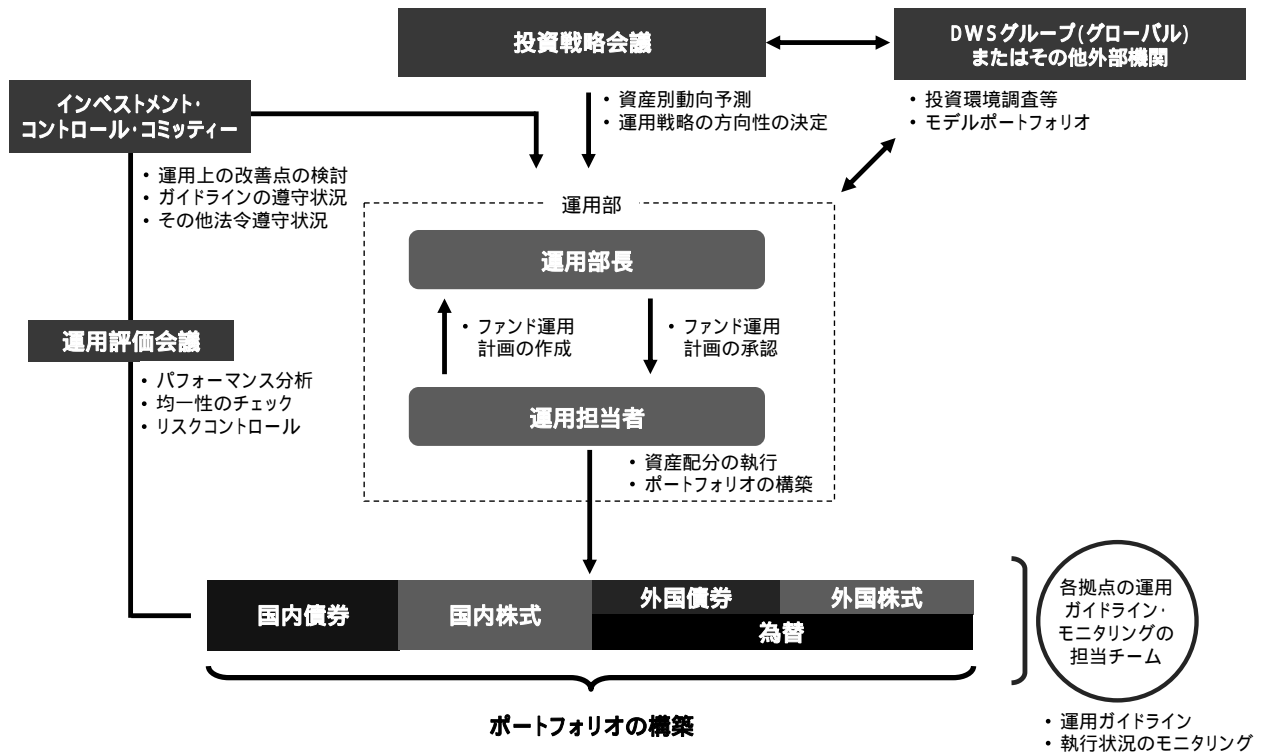
③委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

④上記①の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

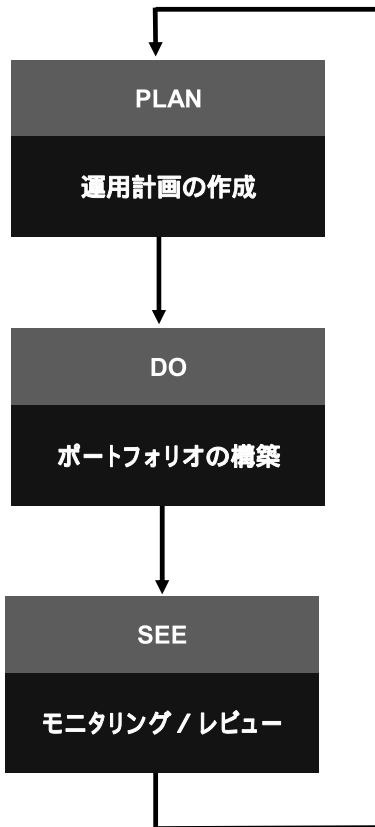
<運用体制>



運用計画の作成、ポートフォリオの運用指図、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等当ファンドの一連の運用業務は、委託会社の運用部が行います。運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議・決定します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

<運用の流れ>



- 運用計画の作成にあたっては、グローバルに展開するDWSグループまたはその他外部機関と情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。
- 運用計画の作成に際しては、必要に応じて、DWSグループ(グローバル)またはその他外部機関の投資環境調査等やモデルポートフォリオを参考にすることがあります。
- 承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。
- 運用業務管理等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。
- 各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- 運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性等についてレビューを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

<内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織>

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、アセットマネジメントコンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

<委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制>

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社のアセットマネジメント業務部においてモニターしております。

(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時（原則として毎年11月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

＜信託約款で定める投資制限＞

「ドイチェ・ライフ・プラン30」

① 株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

※ 「実質投資割合」とは、ファンドに属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

② 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

「ドイチェ・ライフ・プラン50」

① 株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

② 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

「ドイチェ・ライフ・プラン70」

① 株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

② 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

（以下、各ファンド共通）

③ 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤ 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場さ

れている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

⑥同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- c. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑧公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑨公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑩先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑰資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 上記 a. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- c. 上記 b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑱投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

<マザーファンドの信託約款で定める投資制限>

「ドイチェ・日本株式マザー」

①株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

②信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

③投資する株式等の範囲

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

④外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

⑤信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑥公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑦公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑧先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑫有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲

内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑭外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑮投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 %以下とします。

「ドイチェ・日本債券マザー」

①信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

③公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

④公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑤先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑨有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記 b. の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- c. 上記 b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d. 委託会社は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩特別の場合の外貨建価値証券への投資制限

外貨建価値証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑫投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。

「ドイチェ・外国株式マザー」

①株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

②信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20% 以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

③投資する株式等の範囲

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

④外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑤信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑥公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純

資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑦公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑧先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑫有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑭外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑮投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

「ドイチェ・外国債券マザー」

①信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

④公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑤先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑨有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記 b. の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- c. 上記 b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d. 委託会社は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合に

は、制約されることがあります。

⑪外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑫投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。

<法令で定める投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第 9 条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a. の数が b. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

②デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第 1 項第 8 号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

③信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第 1 項第 8 号の 2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式及び公社債等の値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①株価変動リスク

ファンドの基準価額は、組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株価は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、当ファンドが保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③信用リスク

投資した株式や債券等の有価証券について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は当該有価証券の価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④為替変動リスク

当ファンドは外国の株式や債券に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥その他の留意点

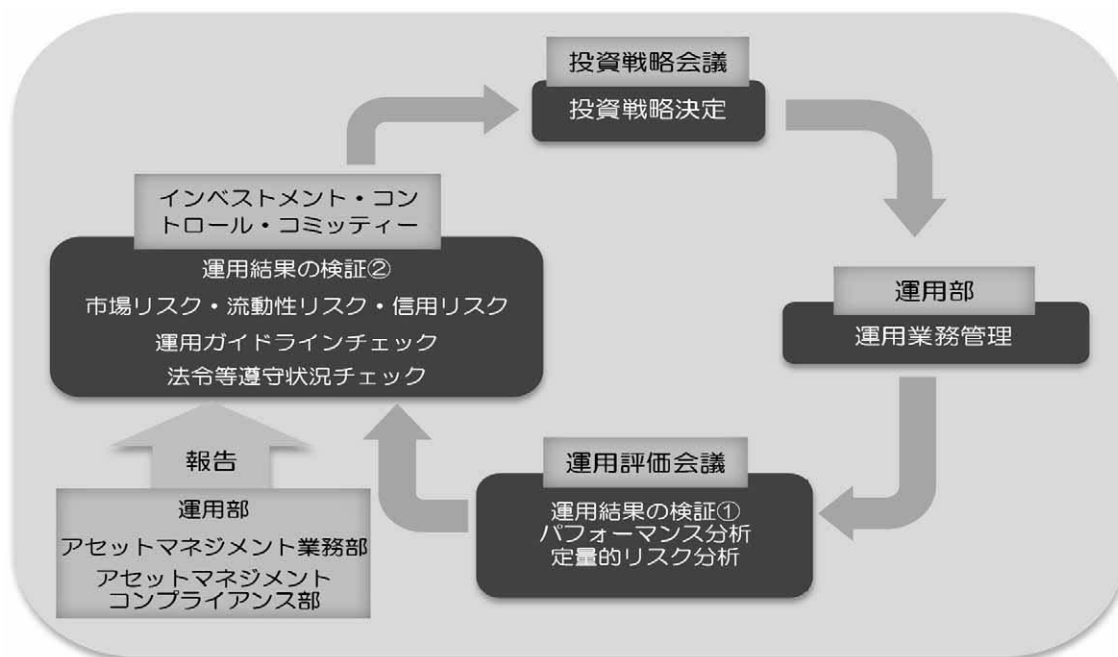
- ・各資産への投資配分（各マザーファンド受益証券への投資配分）は、「基本アセット・ミックス」を中立的配分とし、一定の変更限度内で調整を行います。相対的に収益率の劣る資産への投資配分を増やすことにより中立的な投資配分をした場合より基準価額のパフォーマンスが劣る場合があります。
- ・当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約代金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、解約申込みの受付が中止となる可能性、解約代金の支払いが遅延する可能性があります。
- ・委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象

国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消しまたは変更することができます。

- ・当ファンドのベンチマークは、ファンドの運用にあたって運用成果の目標の目安とする指標であり、一定の投資成果を保証するものではありません。また、株式及び金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。
- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・各ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

(注) 投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

(2020年7月～2025年6月)

ドイツ・ライフ・プラン30



ドイツ・ライフ・プラン50



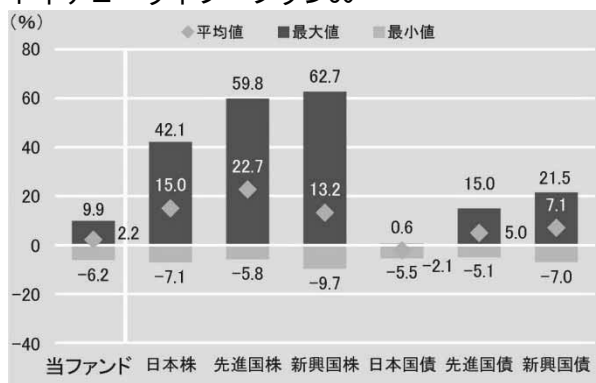
ドイツ・ライフ・プラン70



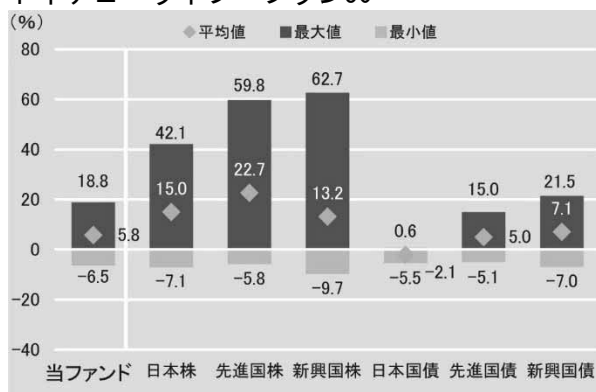
当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

(2020年7月～2025年6月)

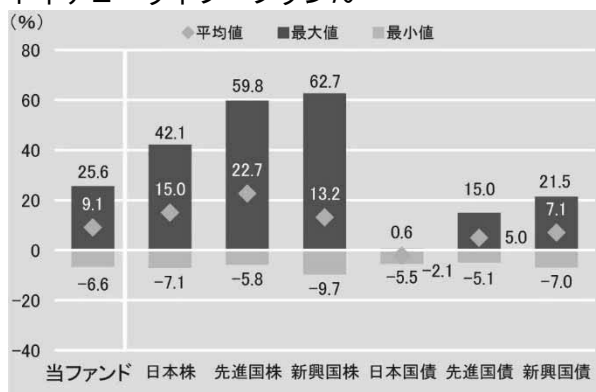
ドイツ・ライフ・プラン30



ドイツ・ライフ・プラン50



ドイツ・ライフ・プラン70



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3 2020年7月～2025年6月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日 本 株：TOPIX（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックスグローバル（除く日本、円ベース）

新興国債：JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- ・TOPIX（東証株価指数）の指数値及びTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPIは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFR C」といいます。）が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利はNFR Cに帰属します。なお、NFR CはNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックスグローバル（除く日本）及びJPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P.Morganは、インデックス及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でインデックス及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはインデックス及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（注）申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額*（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

※ 「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

ファンド	信託報酬率	配分（税抜）及び役務の内容		
		委託会社	販売会社	受託会社
		委託した資金の運用等の対価	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
ドイツ・ライフ・プラン30	年率1.10% （税抜1.00%）	0.35%	0.55%	0.10%
ドイツ・ライフ・プラン50	年率1.32% （税抜1.20%）	0.45%	0.65%	0.10%
ドイツ・ライフ・プラン70	年率1.54% （税抜1.40%）	0.55%	0.75%	0.10%

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

②上記①の信託報酬ならびに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

①当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これら

は原則として信託財産が負担します。

ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.10%を上限とします。

②信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

③上記①の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、信託事務の処理等に要する諸費用を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

なお、確定拠出年金制度に基づく申込みの場合には、当該制度に係る税制が適用されます。

①個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「②収益分配金について」をご参照下さい。）

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ii）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③課税の取扱いについて

以下の内容は2025年6月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

◆収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

◆一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA(ニーサ)）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

b. 法人の受益者に対する課税

◆収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（注3）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

（参考情報）

ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（2023年11月16日～2024年11月15日）における当ファンドの総経費率は以下のとおりです。

	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他の費用の比率
ドイツェ・ライフ・プラン30	1.34%	1.09%	0.25%
ドイツェ・ライフ・プラン50	1.62%	1.31%	0.31%
ドイツェ・ライフ・プラン70	1.88%	1.53%	0.35%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

ドイチェ・ライフ・プラン30

(2025年6月30日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,858,905,934	97.09
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）	—	55,690,509	2.91
合計（純資産総額）		1,914,596,443	100.00

ドイチェ・ライフ・プラン50

(2025年6月30日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,809,358,506	96.63
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）	—	63,154,671	3.37
合計（純資産総額）		1,872,513,177	100.00

ドイチェ・ライフ・プラン70

(2025年6月30日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	803,166,956	97.01
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）	—	24,778,925	2.99
合計（純資産総額）		827,945,881	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）ドイチェ・日本債券マザー

(2025年6月30日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	1,724,554,350	96.45
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）	—	63,475,283	3.55
合計（純資産総額）		1,788,029,633	100.00

（参考）ドイチェ・日本株式マザー

(2025年6月30日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,176,736,600	98.60
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）	—	16,742,927	1.40
合計（純資産総額）		1,193,479,527	100.00

(参考) ドイチェ・外国債券マザー

(2025 年 6 月 30 日現在)

資産の種類	地域別 (国名)	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	393, 103, 648	56. 03
	カナダ	20, 710, 801	2. 95
	ドイツ	42, 052, 946	5. 99
	イタリア	55, 859, 876	7. 96
	フランス	53, 756, 686	7. 66
	オランダ	9, 221, 021	1. 31
	スペイン	36, 714, 424	5. 23
	ベルギー	13, 762, 140	1. 96
	イギリス	33, 959, 716	4. 84
	オーストラリア	12, 543, 457	1. 79
	小計	671, 684, 715	95. 73
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	29, 924, 356	4. 27
合計(純資産総額)		701, 609, 071	100. 00

(参考) ドイチェ・外国株式マザー

(2025 年 6 月 30 日現在)

資産の種類	地域別 (国名)	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	547, 355, 630	68. 90
	カナダ	15, 589, 932	1. 96
	ドイツ	26, 146, 914	3. 29
	フランス	14, 617, 688	1. 84
	アイルランド	22, 490, 993	2. 83
	イギリス	27, 064, 993	3. 41
	スイス	38, 118, 846	4. 80
	スウェーデン	5, 445, 094	0. 69
	ノルウェー	12, 675, 228	1. 60
	デンマーク	6, 188, 122	0. 78
	香港	3, 969, 044	0. 50
	韓国	8, 711, 190	1. 10
	台湾	34, 919, 679	4. 40
	キュラソー	5, 796, 711	0. 73
	小計	769, 090, 064	96. 82
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	25, 290, 257	3. 18
合計(純資産総額)		794, 380, 321	100. 00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

ドイツ・ライフ・プラン 30

〈評価額(全銘柄)〉

(2025 年 6 月 30 日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資 信託受 益証券	ドイツ・日本債券マ ザー	768,942,787	1.3500	1,038,072,763	1.3183	1,013,697,276	52.95
2	日本	親投資 信託受 益証券	ドイツ・日本株式マ ザー	109,119,413	3.0919	337,386,314	3.3444	364,938,964	19.06
3	日本	親投資 信託受 益証券	ドイツ・外国債券マ ザー	121,301,161	2.5904	314,218,528	2.5305	306,952,587	16.03
4	日本	親投資 信託受 益証券	ドイツ・外国株式マ ザー	30,291,191	5.8861	178,299,303	5.7217	173,317,107	9.05

〈種類別投資比率〉

(2025 年 6 月 30 日現在)

種類	国内／外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	97.09
合計		97.09

ドイツ・ライフ・プラン 50

〈評価額(全銘柄)〉

(2025 年 6 月 30 日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資 信託受 益証券	ドイツ・日本債券マ ザー	450,520,895	1.3500	608,203,209	1.3183	593,921,695	31.72
2	日本	親投資 信託受 益証券	ドイツ・日本株式マ ザー	168,459,858	3.0919	520,861,035	3.3444	563,397,149	30.09
3	日本	親投資 信託受 益証券	ドイツ・外国株式マ ザー	58,966,850	5.8902	347,331,990	5.7217	337,390,625	18.02
4	日本	親投資 信託受 益証券	ドイツ・外国債券マ ザー	124,342,635	2.5937	322,507,493	2.5305	314,649,037	16.80

〈種類別投資比率〉

(2025 年 6 月 30 日現在)

種類	国内／外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	96.63
合計		96.63

ドイチェ・ライフ・プラン 7 0

〈評価額(全銘柄)〉

(2025 年 6 月 30 日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資 信託受 益証券	ドイチェ・外国株式マ ザー	49,578,285	5.8787	291,460,064	5.7217	283,672,073	34.26
2	日本	親投資 信託受 益証券	ドイチェ・日本株式マ ザー	79,276,279	3.0912	245,058,834	3.3444	265,131,587	32.02
3	日本	親投資 信託受 益証券	ドイチェ・日本債券マ ザー	132,257,561	1.3500	178,547,708	1.3183	174,355,142	21.06
4	日本	親投資 信託受 益証券	ドイチェ・外国債券マ ザー	31,617,528	2.5888	81,851,457	2.5305	80,008,154	9.66

〈種類別投資比率〉

(2025 年 6 月 30 日現在)

種類	国内／外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	97.01
合計		97.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄及び種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考) ドイチェ・日本債券マザー

〈評価額(全銘柄)〉

(2025 年 6 月 30 日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証 券	第 1 4 1 回利付国 債 (2 0 年)	230,000,000	106.43	244,793,600	103.74	238,620,400	1.7	2032/12/20	13.35
2	日本	国債証 券	第 1 2 0 回利付国 債 (2 0 年)	190,000,000	104.20	197,995,400	102.96	195,627,800	1.6	2030/6/20	10.94
3	日本	国債証 券	第 9 9 回利付国債 (2 0 年)	130,000,000	104.67	136,076,200	103.28	134,273,100	2.1	2027/12/20	7.51

4	日本	国債証券	第 1 7 4 回 利付 国債 (2 0 年)	170,000,000	83.00	141,101,700	78.62	133,657,400	0.4	2040/9/20	7.48
5	日本	国債証券	第 1 8 4 回 利付 国債 (2 0 年)	150,000,000	89.36	134,047,500	83.57	125,368,500	1.1	2043/3/20	7.01
6	日本	国債証券	第 4 7 回 利付 国債 (3 0 年)	120,000,000	94.65	113,580,000	87.83	105,403,200	1.6	2045/6/20	5.89
7	日本	国債証券	第 1 4 9 回 利付 国債 (2 0 年)	100,000,000	104.23	104,237,000	101.36	101,362,000	1.5	2034/6/20	5.67
8	日本	国債証券	第 3 4 7 回 利付 国債 (1 0 年)	100,000,000	98.85	98,852,000	98.79	98,795,000	0.1	2027/6/20	5.53
9	日本	国債証券	第 3 6 3 回 利付 国債 (1 0 年)	100,000,000	93.55	93,556,000	94.53	94,530,000	0.1	2031/6/20	5.29
10	日本	国債証券	第 3 4 5 回 利付 国債 (1 0 年)	90,000,000	99.09	89,181,900	99.21	89,290,800	0.1	2026/12/20	4.99
11	日本	国債証券	第 1 0 2 回 利付 国債 (2 0 年)	80,000,000	106.33	85,070,400	104.73	83,785,600	2.4	2028/6/20	4.69
12	日本	国債証券	第 7 回 利付 国債 (4 0 年)	105,000,000	88.32	92,745,450	78.37	82,291,650	1.7	2054/3/20	4.60
13	日本	国債証券	第 3 4 1 回 利付 国債 (1 0 年)	80,000,000	99.84	79,874,400	99.92	79,939,200	0.3	2025/12/20	4.47
14	日本	国債証券	第 5 8 回 利付 国債 (3 0 年)	110,000,000	77.04	84,751,700	70.75	77,830,500	0.8	2048/3/20	4.35
15	日本	国債証券	第 3 5 0 回 利付 国債 (1 0 年)	50,000,000	98.38	49,190,500	98.21	49,108,000	0.1	2028/3/20	2.75
16	日本	国債証券	第 1 6 6 回 利付 国債 (2 0 年)	40,000,000	90.57	36,228,800	86.67	34,671,200	0.7	2038/9/20	1.94

<種類別投資比率>

(2025 年 6 月 30 日現在)

種類	国内／外国	投資比率 (%)
国債証券	国内	96.45
合計		96.45

(参考) ドイチェ・日本株式マザー

<評価額(上位30銘柄)>

(2025 年 6 月 30 日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三菱重工業	機械	17,000	2,372.35	40,329,950	3,610.00	61,370,000	5.14
2	日本	株式	任天堂	その他 製品	3,900	8,466.55	33,019,576	13,880.00	54,132,000	4.54
3	日本	株式	良品計画	小売業	6,800	3,241.57	22,042,692	6,925.00	47,090,000	3.95
4	日本	株式	三菱UFJフィ ナンシャル・グ ループ	銀行業	23,300	1,824.00	42,499,200	1,983.00	46,203,900	3.87
5	日本	株式	ファーストリテ イリング	小売業	900	50,601.73	45,541,561	49,520.00	44,568,000	3.73
6	日本	株式	光通信	情報・ 通信業	900	33,054.08	29,748,673	42,560.00	38,304,000	3.21
7	日本	株式	日立製作所	電気機 器	9,100	3,951.00	35,954,100	4,205.00	38,265,500	3.21
8	日本	株式	フジクラ	非鉄金 属	5,000	5,625.17	28,125,892	7,571.00	37,855,000	3.17
9	日本	株式	スズキ	輸送用 機器	20,400	1,678.37	34,238,876	1,743.00	35,557,200	2.98
10	日本	株式	IHI	機械	2,100	10,738.41	22,550,667	15,640.00	32,844,000	2.75
11	日本	株式	ソニーグループ	電気機 器	8,000	3,513.31	28,106,480	3,730.00	29,840,000	2.50
12	日本	株式	イビデン	電気機 器	4,500	4,970.56	22,367,535	6,347.00	28,561,500	2.39
13	日本	株式	味の素	食料品	6,900	3,201.84	22,092,715	3,909.00	26,972,100	2.26
14	日本	株式	アシックス	その他 製品	7,300	2,720.00	19,856,000	3,680.00	26,864,000	2.25
15	日本	株式	三井住友フィナ ンシャルグルー プ	銀行業	7,200	3,836.84	27,625,308	3,634.00	26,164,800	2.19
16	日本	株式	スカパーJSA Tホールディン グス	情報・ 通信業	17,100	1,264.67	21,625,912	1,446.00	24,726,600	2.07
17	日本	株式	アドバンテスト	電気機 器	2,300	9,164.01	21,077,236	10,655.00	24,506,500	2.05
18	日本	株式	日本製鋼所	機械	2,900	7,118.42	20,643,438	8,271.00	23,985,900	2.01
19	日本	株式	東京海上ホール ディングス	保険業	3,900	5,982.71	23,332,569	6,111.00	23,832,900	2.00
20	日本	株式	JMDC	情報・ 通信業	4,800	3,660.10	17,568,526	3,984.00	19,123,200	1.60

21	日本	株式	FOOD & LIFE COMPANIE	小売業	2,600	6,300.50	16,381,301	7,015.00	18,239,000	1.53
22	日本	株式	三菱商事	卸売業	6,300	2,589.54	16,314,124	2,888.00	18,194,400	1.52
23	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	2,400	6,462.80	15,510,720	7,556.00	18,134,400	1.52
24	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	600	24,427.45	14,656,470	27,680.00	16,608,000	1.39
25	日本	株式	富士通	電気機器	4,400	2,824.00	12,425,600	3,515.00	15,466,000	1.30
26	日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	3,200	5,090.78	16,290,500	4,789.00	15,324,800	1.28
27	日本	株式	SHIFT	情報・通信業	8,700	1,333.65	11,602,802	1,748.00	15,207,600	1.27
28	日本	株式	三井不動産	不動産業	10,900	1,338.95	14,594,615	1,395.00	15,205,500	1.27
29	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3,800	4,239.75	16,111,050	3,993.00	15,173,400	1.27
30	日本	株式	三菱電機	電気機器	4,800	2,761.16	13,253,577	3,111.00	14,932,800	1.25

〈種類別及び業種別投資比率〉

(2025年6月30日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
株式	国内	鉱業	0.95
		建設業	2.80
		食料品	3.22
		化学	1.34
		医薬品	1.48
		非鉄金属	3.17
		金属製品	1.28
		機械	10.98
		電気機器	16.51
		輸送用機器	4.03
		精密機器	0.95
		その他製品	7.89
		海運業	1.18
		倉庫・運輸関連業	0.97
		情報・通信業	10.87
		卸売業	5.31
		小売業	9.64
		銀行業	8.81
		証券、商品先物取引業	1.03
		保険業	2.00
		その他金融業	1.01
		不動産業	1.27
		サービス業	1.91
		合計	

(参考) ドイツ・外国債券マザー

<評価額(全銘柄)>

(2025年 6月30日現在)

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	UST 1.5% 08/15/26	500,000	13,789.75	68,948,792	14,091.82	70,459,115	1.5	2026/8/15	10.04
2	アメリカ	国債証券	UST 2% 08/15/25	300,000	14,221.92	42,665,777	14,436.31	43,308,936	2	2025/8/15	6.17
3	アメリカ	国債証券	UST 2.75% 02/15/28	300,000	13,794.28	41,382,850	14,126.32	42,378,985	2.75	2028/2/15	6.04
4	アメリカ	国債証券	UST 4.25% 05/15/39	300,000	14,043.17	42,129,527	14,012.63	42,037,890	4.25	2039/5/15	5.99
5	アメリカ	国債証券	UST 0.625% 05/15/30	300,000	11,871.02	35,613,077	12,431.59	37,294,796	0.625	2030/5/15	5.32
6	ドイツ	国債証券	DBR 4% 01/04/37	150,000	19,661.89	29,492,847	19,059.60	28,589,407	4	2037/1/4	4.07
7	フランス	国債証券	FRTR 4.5% 04/25/41	150,000	19,449.82	29,174,733	18,659.20	27,988,810	4.5	2041/4/25	3.99
8	フランス	国債証券	FRTR 6% 10/25/25	150,000	17,518.92	26,278,383	17,178.58	25,767,876	6	2025/10/25	3.67
9	イタリア	国債証券	BTPS 1.65% 03/01/32	160,000	15,679.63	25,087,420	15,664.70	25,063,532	1.65	2032/3/1	3.57
10	アメリカ	国債証券	UST 3.625% 08/15/43	200,000	12,529.45	25,058,917	12,366.54	24,733,095	3.625	2043/8/15	3.53
11	アメリカ	国債証券	UST 0.25% 07/31/25	170,000	14,065.23	23,910,903	14,432.35	24,534,999	0.25	2025/7/31	3.50
12	アメリカ	国債証券	UST 4.375% 05/15/34	150,000	14,400.67	21,601,012	14,655.22	21,982,836	4.375	2034/5/15	3.13
13	カナダ	国債証券	CAN 2% 06/01/28	200,000	10,197.49	20,394,999	10,355.40	20,710,801	2	2028/6/1	2.95
14	アメリカ	国債証券	UST 2.875% 05/15/49	200,000	10,569.99	21,139,996	10,300.74	20,601,484	2.875	2049/5/15	2.94
15	スペイン	国債証券	SPGB 5.15% 10/31/44	100,000	20,936.04	20,936,044	20,192.08	20,192,085	5.15	2044/10/31	2.88
16	アメリカ	国債証券	UST 2.25% 08/15/46	200,000	9,408.12	18,816,250	9,404.73	18,809,461	2.25	2046/8/15	2.68
17	イギリス	国債証券	UKT 3.25% 01/31/33	100,000	18,344.56	18,344,561	18,553.44	18,553,446	3.25	2033/1/31	2.64
18	アメリカ	国債証券	UST 0.5% 02/28/26	120,000	13,779.57	16,535,492	14,133.11	16,959,739	0.5	2026/2/28	2.42
19	スペイン	国債証券	SPGB 1.95% 07/30/30	100,000	16,426.99	16,426,990	16,522.33	16,522,339	1.95	2030/7/30	2.35
20	イタリア	国債証券	BTPS 0.45% 02/15/29	100,000	15,890.69	15,890,695	15,858.12	15,858,120	0.45	2029/2/15	2.26

21	イギリス	国債証券	UKT 3.25% 01/22/44	100,000	15,843.10	15,843,102	15,406.27	15,406,270	3.25	2044/1/22	2.20
22	アメリカ	国債証券	UST 2.75% 08/15/47	150,000	10,450.07	15,675,116	10,236.25	15,354,385	2.75	2047/8/15	2.19
23	イタリア	国債証券	BTPS 4.75% 09/01/44	80,000	18,810.20	15,048,164	18,672.78	14,938,224	4.75	2044/9/1	2.13
24	アメリカ	国債証券	UST 1.625% 08/15/29	110,000	12,832.08	14,115,297	13,316.29	14,647,927	1.625	2029/8/15	2.09
25	ベルギー	国債証券	BGB 5% 03/28/35	70,000	20,024.12	14,016,884	19,660.20	13,762,140	5	2035/3/28	1.96
26	ドイツ	国債証券	DBR 0.5% 02/15/26	80,000	16,624.30	13,299,444	16,829.42	13,463,539	0.5	2026/2/15	1.92
27	オーストラリア	国債証券	ACGB 2.75% 06/21/35	150,000	7,969.18	11,953,777	8,362.30	12,543,457	2.75	2035/6/21	1.79
28	オランダ	国債証券	NETHER 5.5% 01/15/28	50,000	18,665.23	9,332,615	18,442.04	9,221,021	5.5	2028/1/15	1.31

<種類別投資比率>

(2025年6月30日現在)

種類	国内／外国	投資比率 (%)
国債証券	外国	95.73
合計		95.73

(参考) ドイツ・外国株式マザー

<評価額(上位30銘柄)>

(2025年6月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORPORATION	ソフトウェア・サービス	622	61,817.94	38,450,759	71,817.07	44,670,218	5.62
2	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CLASS A	メディア・娯楽	1,555	25,425.73	39,537,025	25,852.92	40,201,305	5.06
3	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-A	メディア・娯楽	368	83,578.53	30,756,902	106,236.95	39,095,201	4.92
4	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導体製造装置	1,055	27,296.68	28,798,003	33,099.22	34,919,679	4.40
5	アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	消費者サービス	37	719,847.62	26,634,362	824,422.16	30,503,620	3.84
6	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	600	44,637.68	26,782,610	50,482.21	30,289,329	3.81

7	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	693	33,048.53	22,902,637	29,118.39	20,179,048	2.54
8	アメリカ	株式	JP MORGAN CHASE&CO	銀行	451	35,025.19	15,796,363	41,576.39	18,750,956	2.36
9	アメリカ	株式	AUTOZONE INC	一般消費財・サービス流通・小売り	31	454,132.87	14,078,119	522,690.25	16,203,398	2.04
10	アメリカ	株式	PARKER HANNIFIN CORP.	資本財	156	101,023.80	15,759,713	101,445.19	15,825,451	1.99
11	アメリカ	株式	AMAZON COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	480	30,624.41	14,699,721	32,336.07	15,521,315	1.95
12	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	327	47,394.07	15,497,861	47,394.07	15,497,861	1.95
13	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半導体製造装置	583	26,934.66	15,702,907	26,530.63	15,467,363	1.95
14	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	1,043	14,265.32	14,878,735	14,364.96	14,982,663	1.89
15	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	280	58,752.31	16,450,648	53,397.23	14,951,227	1.88
16	ドイツ	株式	ALLIANZ SE	保険	221	48,387.03	10,693,534	58,295.17	12,883,234	1.62
17	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	330	24,672.72	8,142,000	39,004.57	12,871,509	1.62
18	アメリカ	株式	MOODY'S CORPORATION	金融サービス	180	69,811.45	12,566,061	70,671.62	12,720,892	1.60
19	アメリカ	株式	ARISTA NETWORKS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	824	13,972.35	11,513,221	14,392.66	11,859,557	1.49

20	アメリカ	株式	AMERIPRISE FINANCIAL INC	金融サービス	145	81,316.60	11,790,908	76,469.81	11,088,123	1.40
21	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	483	21,992.29	10,622,279	22,070.49	10,660,048	1.34
22	アメリカ	株式	MARSH & MCLENNAN COMPANIES	保険	332	32,075.41	10,649,037	31,419.42	10,431,249	1.31
23	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	444	24,194.85	10,742,515	23,149.32	10,278,301	1.29
24	カナダ	株式	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	銀行	1,007	9,495.18	9,561,655	10,099.73	10,170,434	1.28
25	イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・パーソナル用品	1,084	9,226.11	10,001,104	8,829.10	9,570,751	1.20
26	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・サービス	217	37,503.34	8,138,226	43,772.28	9,498,585	1.20
27	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	5,097	1,402.23	7,147,169	1,755.86	8,949,649	1.13
28	アイルランド	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機器・サービス	709	12,453.66	8,829,645	12,456.55	8,831,698	1.11
29	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRO- NICS CO. LTD.	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	54	130,039.37	7,022,126	161,318.33	8,711,190	1.10
30	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	193	85,894.05	16,577,552	44,762.21	8,639,108	1.09

<種類別及び業種別投資比率>

(2025年6月30日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	2.16
		資本財	3.54
		商業・専門サービス	2.07
		運輸	1.40
		耐久消費財・アパレル	0.38
		消費者サービス	3.84
		メディア・娯楽	10.60
		一般消費財・サービス流通・小売り	6.85

		食品・飲料・タバコ	2.45
		家庭用品・パーソナル用品	3.27
		ヘルスケア機器・サービス	3.88
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.76
		銀行	6.81
		金融サービス	8.98
		保険	6.08
		ソフトウェア・サービス	8.64
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.69
		半導体・半導体製造装置	9.40
		合計	96.82

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄、種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

ドイツェ・ライフ・プラン 30

該当事項はありません。

ドイツェ・ライフ・プラン 50

該当事項はありません。

ドイツェ・ライフ・プラン 70

該当事項はありません。

(参考) ドイツェ・日本債券マザー

該当事項はありません。

(参考) ドイツェ・日本株式マザー

該当事項はありません。

(参考) ドイツェ・外国債券マザー

該当事項はありません。

(参考) ドイツェ・外国株式マザー

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ドイツェ・ライフ・プラン 30

該当事項はありません。

ドイツェ・ライフ・プラン 50

該当事項はありません。

ドイツェ・ライフ・プラン 70

該当事項はありません。

(参考) ドイツェ・日本債券マザー

該当事項はありません。

(参考) ドイチェ・日本株式マザー
該当事項はありません。

(参考) ドイチェ・外国債券マザー
該当事項はありません。

(参考) ドイチェ・外国株式マザー
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

ドイチェ・ライフ・プラン 30

計算期間末または各月末	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第17計算期間末 (2015年11月16日)	3,869	3,869	1.2363	1.2363
第18計算期間末 (2016年11月15日)	3,483	3,483	1.1967	1.1967
第19計算期間末 (2017年11月15日)	3,187	3,187	1.2814	1.2814
第20計算期間末 (2018年11月15日)	2,776	2,776	1.2552	1.2552
第21計算期間末 (2019年11月15日)	2,629	2,629	1.2842	1.2842
第22計算期間末 (2020年11月16日)	2,503	2,503	1.3160	1.3160
第23計算期間末 (2021年11月15日)	2,286	2,286	1.3872	1.3872
第24計算期間末 (2022年11月15日)	2,064	2,064	1.3250	1.3250
第25計算期間末 (2023年11月15日)	2,004	2,004	1.3753	1.3753
第26計算期間末 (2024年11月15日)	1,967	1,967	1.4439	1.4439
2024年 6月末日	2,005	—	1.4616	—
7月末日	1,966	—	1.4361	—
8月末日	1,947	—	1.4224	—
9月末日	1,940	—	1.4201	—
10月末日	1,959	—	1.4385	—
11月末日	1,951	—	1.4333	—
12月末日	1,967	—	1.4508	—
2025年 1月末日	1,950	—	1.4391	—
2月末日	1,907	—	1.4060	—
3月末日	1,887	—	1.3946	—
4月末日	1,874	—	1.3841	—
5月末日	1,888	—	1.3990	—
6月末日	1,914	—	1.4254	—

ドイチェ・ライフ・プラン 50

計算期間末または各月末	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第17計算期間末 (2015年11月16日)	2,942	2,942	1.2100	1.2100
第18計算期間末 (2016年11月15日)	2,547	2,547	1.1330	1.1330
第19計算期間末 (2017年11月15日)	2,435	2,435	1.2822	1.2822
第20計算期間末 (2018年11月15日)	2,133	2,133	1.2532	1.2532
第21計算期間末 (2019年11月15日)	2,064	2,064	1.2956	1.2956
第22計算期間末 (2020年11月16日)	2,034	2,034	1.3651	1.3651

第23計算期間末	(2021年11月15日)	2,090	2,090	1.5051	1.5051
第24計算期間末	(2022年11月15日)	1,901	1,901	1.4387	1.4387
第25計算期間末	(2023年11月15日)	1,912	1,912	1.5624	1.5624
第26計算期間末	(2024年11月15日)	1,954	1,954	1.7211	1.7211
2024年 6月末日		2,021	—	1.7464	—
7月末日		1,961	—	1.7016	—
8月末日		1,919	—	1.6688	—
9月末日		1,905	—	1.6630	—
10月末日		1,937	—	1.7016	—
11月末日		1,925	—	1.7008	—
12月末日		1,949	—	1.7352	—
2025年 1月末日		1,918	—	1.7233	—
2月末日		1,842	—	1.6645	—
3月末日		1,815	—	1.6489	—
4月末日		1,783	—	1.6260	—
5月末日		1,826	—	1.6706	—
6月末日		1,872	—	1.7159	—

ドイチェ・ライフ・プラン70

計算期間末または各月末		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第17計算期間末	（2015年11月16日）	862	862	1.1582	1.1582
第18計算期間末	（2016年11月15日）	764	764	1.0676	1.0676
第19計算期間末	（2017年11月15日）	774	774	1.2523	1.2523
第20計算期間末	（2018年11月15日）	710	710	1.2308	1.2308
第21計算期間末	（2019年11月15日）	704	704	1.2875	1.2875
第22計算期間末	（2020年11月16日）	703	703	1.3755	1.3755
第23計算期間末	（2021年11月15日）	757	757	1.5956	1.5956
第24計算期間末	（2022年11月15日）	724	724	1.5399	1.5399
第25計算期間末	（2023年11月15日）	798	798	1.7281	1.7281
第26計算期間末	（2024年11月15日）	846	846	1.9797	1.9797
2024年 6月末日		868	—	2.0048	—
7月末日		834	—	1.9396	—
8月末日		816	—	1.8943	—
9月末日		809	—	1.8864	—
10月末日		834	—	1.9471	—
11月末日		830	—	1.9499	—
12月末日		840	—	1.9998	—
2025年 1月末日		840	—	1.9941	—
2月末日		804	—	1.9093	—
3月末日		793	—	1.8816	—
4月末日		778	—	1.8415	—
5月末日		807	—	1.9143	—
6月末日		827	—	1.9755	—

（注）純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

②【分配の推移】

ドイチェ・ライフ・プラン 30

		1口当たりの分配金（円）
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	0.0000
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	0.0000
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	0.0000
第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	0.0000
第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	0.0000
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	0.0000
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	0.0000
第24計算期間	2021年11月16日～2022年11月15日	0.0000
第25計算期間	2022年11月16日～2023年11月15日	0.0000
第26計算期間	2023年11月16日～2024年11月15日	0.0000

ドイチェ・ライフ・プラン 50

		1口当たりの分配金（円）
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	0.0000
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	0.0000
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	0.0000
第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	0.0000
第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	0.0000
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	0.0000
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	0.0000
第24計算期間	2021年11月16日～2022年11月15日	0.0000
第25計算期間	2022年11月16日～2023年11月15日	0.0000
第26計算期間	2023年11月16日～2024年11月15日	0.0000

ドイチェ・ライフ・プラン 70

		1口当たりの分配金（円）
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	0.0000
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	0.0000
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	0.0000
第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	0.0000
第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	0.0000
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	0.0000
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	0.0000
第24計算期間	2021年11月16日～2022年11月15日	0.0000
第25計算期間	2022年11月16日～2023年11月15日	0.0000
第26計算期間	2023年11月16日～2024年11月15日	0.0000

③【収益率の推移】

ドイチェ・ライフ・プラン 30

		収益率（％）
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	1.0
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	△3.2
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	7.1

第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	△2.0
第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	2.3
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	2.5
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	5.4
第24計算期間	2021年11月16日～2022年11月15日	△4.5
第25計算期間	2022年11月16日～2023年11月15日	3.8
第26計算期間	2023年11月16日～2024年11月15日	5.0
第27中間計算期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	△3.7

ドイチェ・ライフ・プラン50

		収益率 (%)
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	1.3
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	△6.4
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	13.2
第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	△2.3
第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	3.4
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	5.4
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	10.3
第24計算期間	2021年11月16日～2022年11月15日	△4.4
第25計算期間	2022年11月16日～2023年11月15日	8.6
第26計算期間	2023年11月16日～2024年11月15日	10.2
第27中間計算期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	△4.0

ドイチェ・ライフ・プラン70

		収益率 (%)
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	1.8
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	△7.8
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	17.3
第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	△1.7
第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	4.6
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	6.8
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	16.0
第24計算期間	2021年11月16日～2022年11月15日	△3.5
第25計算期間	2022年11月16日～2023年11月15日	12.2
第26計算期間	2023年11月16日～2024年11月15日	14.6
第27中間計算期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	△4.3

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

ドイチェ・ライフ・プラン30

		設定口数 (口)	解約口数 (口)
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	164,825,441	657,148,866
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	159,373,115	378,281,167
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	144,257,940	567,194,506
第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	108,257,936	383,822,319

第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	100,093,339	264,907,668
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	87,675,058	232,510,590
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	77,888,211	332,070,760
第24計算期間	2021年11月16日～2022年11月15日	75,003,442	165,574,945
第25計算期間	2022年11月16日～2023年11月15日	64,192,361	164,152,839
第26計算期間	2023年11月16日～2024年11月15日	50,657,765	146,094,759
第27中間計算期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	23,116,111	30,377,147

ドイチェ・ライフ・プラン 50

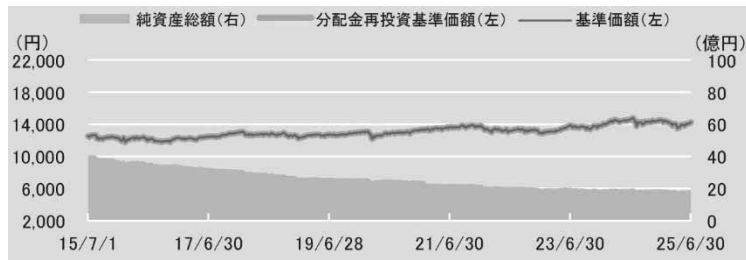
		設定口数（口）	解約口数（口）
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	99,249,996	608,557,864
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	88,027,711	271,765,463
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	74,887,199	423,471,595
第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	59,983,670	257,226,455
第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	62,721,807	171,742,935
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	47,098,480	149,710,907
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	42,213,549	143,811,470
第24計算期間	2021年11月16日～2022年11月15日	41,940,283	109,478,761
第25計算期間	2022年11月16日～2023年11月15日	31,678,474	129,267,030
第26計算期間	2023年11月16日～2024年11月15日	25,618,156	113,962,085
第27中間計算期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	9,572,163	50,231,121

ドイチェ・ライフ・プラン 70

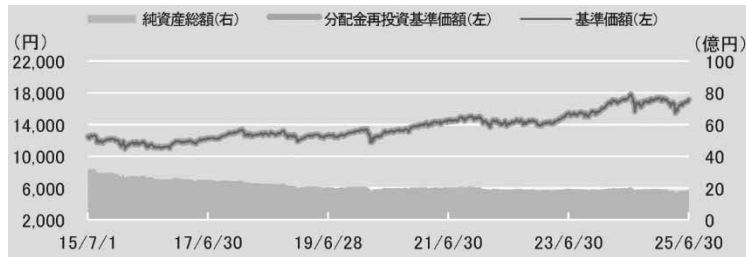
		設定口数（口）	解約口数（口）
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	53,700,912	219,287,093
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	47,076,217	75,675,849
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	41,964,626	139,167,936
第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	30,878,145	72,073,623
第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	30,170,765	60,021,101
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	36,230,642	72,269,176
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	24,800,508	61,225,935
第24計算期間	2021年11月16日～2022年11月15日	28,033,674	32,419,945
第25計算期間	2022年11月16日～2023年11月15日	20,225,813	28,818,265
第26計算期間	2023年11月16日～2024年11月15日	17,963,326	52,190,135
第27中間計算期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	7,560,696	13,572,784

基準価額・純資産の推移 (2015/7/1～2025/6/30)

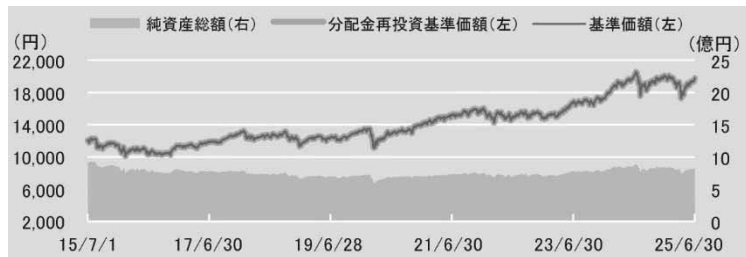
ドイツ・ライフ・プラン30



ドイツ・ライフ・プラン50



ドイツ・ライフ・プラン70



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。

ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

分配の推移

ドイツ・ライフ・プラン30

1 万口当たり、税引前	
2024年11月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
2020年11月	0円
設定来累計	200円

ドイツ・ライフ・プラン50

1 万口当たり、税引前	
2024年11月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
2020年11月	0円
設定来累計	700円

ドイツ・ライフ・プラン70

1 万口当たり、税引前	
2024年11月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
2020年11月	0円
設定来累計	850円

主要な資産の状況

各ファンドにおけるマザーファンドの組入比率

	ドイツ・ライフ・プラン 30	ドイツ・ライフ・プラン 50	ドイツ・ライフ・プラン 70
ドイツ・日本債券マザー	52.9%	31.7%	21.1%
ドイツ・日本株式マザー	19.1%	30.1%	32.0%
ドイツ・外国債券マザー	16.0%	16.8%	9.7%
ドイツ・外国株式マザー	9.1%	18.0%	34.3%

※ 比率は各ファンドの純資産総額に対する比率です。

各マザーファンドにおける主要な資産の状況

ドイツ・日本債券マザーにおける組入上位5銘柄

	銘柄	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	第141回利付国債(20年)	1.70	2032/12/20	13.3
2	第120回利付国債(20年)	1.60	2030/6/20	10.9
3	第99回利付国債(20年)	2.10	2027/12/20	7.5
4	第174回利付国債(20年)	0.40	2040/9/20	7.5
5	第184回利付国債(20年)	1.10	2043/3/20	7.0

ドイツ・日本債券マザーにおける
種別構成比

債券種別	比率(%)
国債	96.4

ドイツ・日本株式マザーにおける組入上位5銘柄

	銘柄	比率(%)
1	三菱重工業	5.1
2	任天堂	4.5
3	良品計画	3.9
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	3.9
5	ファーストリテイリング	3.7

ドイツ・日本株式マザーにおける業種別構成比(上位5業種)

業種	比率(%)
電気機器	16.5
機械	11.0
情報・通信業	10.9
小売業	9.6
銀行業	8.8

ドイツ・外国債券マザーにおける組入上位5銘柄

	銘柄	国	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	UST 1.5% 08/15/26	アメリカ	1.500	2026/8/15	10.0
2	UST 2% 08/15/25	アメリカ	2.000	2025/8/15	6.2
3	UST 2.75% 02/15/28	アメリカ	2.750	2028/2/15	6.0
4	UST 4.25% 05/15/39	アメリカ	4.250	2039/5/15	6.0
5	UST 0.625% 05/15/30	アメリカ	0.625	2030/5/15	5.3

ドイツ・外国債券マザーにおける国別構成比(上位5カ国)

国	比率(%)
アメリカ	56.0
イタリア	8.0
フランス	7.7
ドイツ	6.0
スペイン	5.2

ドイツ・外国株式マザーにおける組入上位5銘柄

	銘柄	国	比率(%)
1	MICROSOFT CORPORATION	アメリカ	5.6
2	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	5.1
3	META PLATFORMS INC-A	アメリカ	4.9
4	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	台湾	4.4
5	BOOKING HOLDINGS INC	アメリカ	3.8

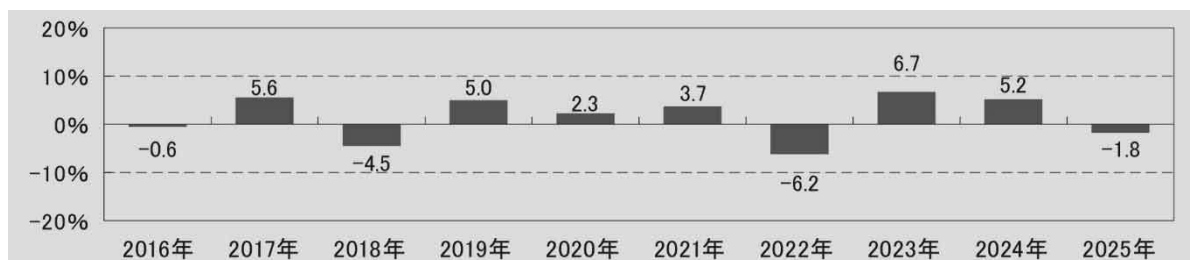
ドイツ・外国株式マザーにおける国別構成比(上位5カ国)

国	比率(%)
アメリカ	68.9
スイス	4.8
台湾	4.4
イギリス	3.4
ドイツ	3.3

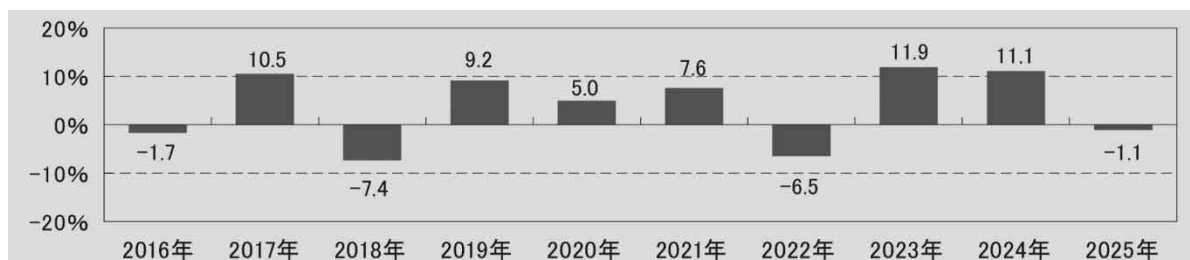
※ 比率は各マザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移

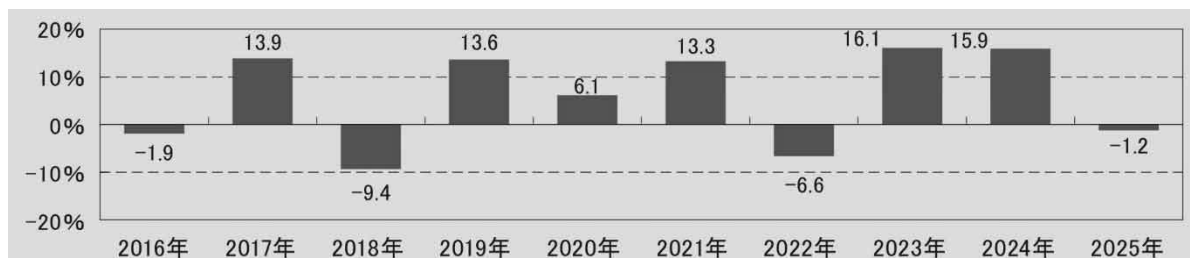
ドイツ・ライフ・プラン30



ドイツ・ライフ・プラン50



ドイツ・ライフ・プラン70



※1 年間収益率の推移は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※2 2025年は6月末までの騰落率を表示しております。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分^{※1}までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

※1 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約^{※2}を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

- ②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ③申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

- ④申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

- ⑤申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

- ⑥申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

- ⑦取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消しまたは変更することができます。

（注）確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は、当該制度に係る手続きが必要になります。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ ホームページアドレス <https://funds.dws.com/ja-jp/>
- ・ 電話番号 03-6730-1308（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分[※]までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

※ 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

④解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額[※]（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

※ 「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑤お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

⑥解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

⑦委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消しまたは変更することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記④に準じて計算された価額とします。

⑧信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注1）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）確定拠出年金制度に基づく換金（解約）の場合は、当該制度に係る手続きにしたがいます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ ホームページアドレス <https://funds.dws.com/ja-jp/>
- ・ 電話番号 03-6730-1308（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜基準価額の計算方法等について＞

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ ホームページアドレス <https://funds.dws.com/ja-jp/>

・ 電話番号 03-6730-1308（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。

ファンド	略称
ドイチェ・ライフ・プラン30	L P 30
ドイチェ・ライフ・プラン50	L P 50
ドイチェ・ライフ・プラン70	L P 70

＜運用資産の評価基準及び評価方法＞

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（1998年11月26日）から無期限とします。

(4)【計算期間】

①当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。

②上記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

①信託の終了

- (イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

④委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- (イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②(ニ)に該当する場合を除き、当該投資信託

委託会社と受託会社との間において存続します。

⑤運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書（全体版）については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

⑥関係法人との契約の更改等

＜投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約＞

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

⑦委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(イ)委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2)償還金に対する請求権

- ①受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。
- ③受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3)受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

(4)反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要（5）その他」の「①信託の終了」、または「②信託約款の変更」のうちその内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(5)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間（2023年11月16日から2024年11月15日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月5日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン30の2023年11月16日から2024年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン30の2024年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

ドイチェ・ライフ・プラン30

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	73,938,534	73,094,934
親投資信託受益証券	1,947,978,198	1,906,310,607
未収利息	-	200
流動資産合計	2,021,916,732	1,979,405,741
資産合計	2,021,916,732	1,979,405,741
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,519,174	404,398
未払受託者報酬	1,117,500	1,086,440
未払委託者報酬	11,359,233	9,777,925
未払利息	212	-
その他未払費用	1,015,838	987,611
流動負債合計	17,011,957	12,256,374
負債合計	17,011,957	12,256,374
純資産の部		
元本等		
元本	1,457,811,099	1,362,374,105
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	547,093,676	604,775,262
（分配準備積立金）	440,115,299	450,774,343
元本等合計	2,004,904,775	1,967,149,367
純資産合計	2,004,904,775	1,967,149,367
負債純資産合計	2,021,916,732	1,979,405,741

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第25期計算期間 (自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)	第26期計算期間 (自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)
営業収益		
受取利息	-	22,338
有価証券売買等損益	103,359,227	118,932,409
営業収益合計	103,359,227	118,954,747
営業費用		
支払利息	73,953	15,233
受託者報酬	2,223,631	2,170,269
委託者報酬	23,858,493	19,532,305
その他費用	2,021,356	1,972,845
営業費用合計	28,177,433	23,690,652
営業利益	75,181,794	95,264,095
経常利益	75,181,794	95,264,095
当期純利益	75,181,794	95,264,095
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	3,196,537	4,575,501
期首剰余金又は期首欠損金()	506,268,810	547,093,676
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,623,088	21,360,955
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,623,088	21,360,955
剰余金減少額又は欠損金増加額	52,783,479	54,367,963
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	52,783,479	54,367,963
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	547,093,676	604,775,262

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
1. 受益権の総数	1,457,811,099口	1,362,374,105口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3753円 (13,753円)	1.4439円 (14,439円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第25期計算期間 (自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)	第26期計算期間 (自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(24,530,500円)、収益調整金(260,886,792円)、分配準備積立金(415,584,799円)より、分配対象収益は、701,002,091円(1万口当たり4,808円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(26,096,430円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(27,600,586円)、収益調整金(258,659,786円)、分配準備積立金(397,077,327円)より、分配対象収益は、709,434,129円(1万口当たり5,207円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第25期計算期間 (自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)	第26期計算期間 (自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業	同左

	務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。	
--	---	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
親投資信託受益証券	95,010,011	103,248,018
合計	95,010,011	103,248,018

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	1,557,771,577	1,457,811,099
期中追加設定元本額	64,192,361	50,657,765
期中一部解約元本額	164,152,839	146,094,759

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	776,514,951	1,048,295,183	
	ドイチェ・日本株式マザー	120,051,173	371,186,221	
	ドイチェ・外国債券マザー	119,069,883	308,831,555	
	ドイチェ・外国株式マザー	30,206,467	177,997,648	
合計		1,045,842,474	1,906,310,607	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月5日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン50の2023年11月16日から2024年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン50の2024年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	59,479,117	66,009,241
親投資信託受益証券	1,868,308,680	1,902,404,628
未収利息	-	180
流動資産合計	1,927,787,797	1,968,414,049
資産合計	1,927,787,797	1,968,414,049
負債の部		
流動負債		
未払解約金	547,277	9,908
未払受託者報酬	1,059,760	1,078,932
未払委託者報酬	12,887,924	11,868,171
未払利息	171	-
その他未払費用	963,360	980,781
流動負債合計	15,458,492	13,937,792
負債合計	15,458,492	13,937,792
純資産の部		
元本等		
元本	1,223,961,959	1,135,618,030
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	688,367,346	818,858,227
(分配準備積立金)	632,235,297	751,686,161
元本等合計	1,912,329,305	1,954,476,257
純資産合計	1,912,329,305	1,954,476,257
負債純資産合計	1,927,787,797	1,968,414,049

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第25期計算期間 (自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)	第26期計算期間 (自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)
営業収益		
受取利息	-	22,752
有価証券売買等損益	186,338,831	214,595,948
営業収益合計	186,338,831	214,618,700
営業費用		
支払利息	64,127	15,654
受託者報酬	2,079,854	2,141,208
委託者報酬	26,455,128	23,553,206
その他費用	1,890,655	1,946,428
営業費用合計	30,489,764	27,656,496
営業利益	155,849,067	186,962,204
経常利益	155,849,067	186,962,204
当期純利益	155,849,067	186,962,204
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	5,895,143	9,665,696
期首剰余金又は期首欠損金()	579,719,106	688,367,346
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,936,874	16,923,212
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,936,874	16,923,212
剰余金減少額又は欠損金増加額	56,242,558	63,728,839
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	56,242,558	63,728,839
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	688,367,346	818,858,227

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
1. 受益権の総数	1,223,961,959口	1,135,618,030口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5624円 (15,624円)	1.7211円 (17,211円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第25期計算期間 (自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)	第26期計算期間 (自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(28,075,637円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(42,876,469円)、収益調整金(190,938,868円)、分配準備積立金(561,283,191円)より、分配対象収益は、823,174,165円(1万口当たり6,725円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(29,619,250円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(147,677,258円)、収益調整金(189,880,152円)、分配準備積立金(574,389,653円)より、分配対象収益は、941,566,313円(1万口当たり8,291円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第25期計算期間 (自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)	第26期計算期間 (自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業	同左

	務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。	
--	---	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
親投資信託受益証券	174,124,550	192,519,422
合計	174,124,550	192,519,422

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	1,321,550,515	1,223,961,959
期中追加設定元本額	31,678,474	25,618,156
期中一部解約元本額	129,267,030	113,962,085

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイツ・日本債券マザー	471,057,390	635,927,476	
	ドイツ・日本株式マザー	187,699,003	580,346,547	
	ドイツ・外国債券マザー	125,541,820	325,617,818	
	ドイツ・外国株式マザー	61,179,559	360,512,787	
合計		845,477,772	1,902,404,628	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月5日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン70の2023年11月16日から2024年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン70の2024年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	37,184,820	29,264,214
親投資信託受益証券	768,165,694	825,116,969
未収利息	-	80
流動資産合計	805,350,514	854,381,263
資産合計	805,350,514	854,381,263
負債の部		
流動負債		
未払解約金	867	579,195
未払受託者報酬	428,040	460,261
未払委託者報酬	6,054,347	5,983,319
未払利息	106	-
その他未払費用	389,068	418,352
流動負債合計	6,872,428	7,441,127
負債合計	6,872,428	7,441,127
純資産の部		
元本等		
元本	462,046,351	427,819,542
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	336,431,735	419,120,594
(分配準備積立金)	305,442,816	376,594,078
元本等合計	798,478,086	846,940,136
純資産合計	798,478,086	846,940,136
負債純資産合計	805,350,514	854,381,263

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第25期計算期間 (自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)	第26期計算期間 (自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)
営業収益		
受取利息	-	9,471
有価証券売買等損益	101,132,359	125,151,275
営業収益合計	101,132,359	125,160,746
営業費用		
支払利息	29,287	7,993
受託者報酬	819,802	906,587
委託者報酬	12,048,241	11,785,499
その他費用	745,153	824,043
営業費用合計	13,642,483	13,524,122
営業利益	87,489,876	111,636,624
経常利益	87,489,876	111,636,624
当期純利益	87,489,876	111,636,624
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,830,983	6,738,543
期首剰余金又は期首欠損金()	254,091,747	336,431,735
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,131,544	15,651,456
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,131,544	15,651,456
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,450,449	37,860,678
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,450,449	37,860,678
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	336,431,735	419,120,594

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
1. 受益権の総数	462,046,351口	427,819,542口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7281円 (17,281円)	1.9797円 (19,797円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第25期計算期間 (自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)	第26期計算期間 (自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,397,411円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(51,507,646円)、収益調整金(142,724,652円)、分配準備積立金(242,537,759円)より、分配対象収益は、448,167,468円(1万口当たり9,699円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(12,434,227円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(92,463,854円)、収益調整金(143,543,543円)、分配準備積立金(271,695,997円)より、分配対象収益は、520,137,621円(1万口当たり12,157円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第25期計算期間 (自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)	第26期計算期間 (自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業	同左

	務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。	
--	---	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
親投資信託受益証券	97,459,915	114,662,555
合計	97,459,915	114,662,555

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第25期計算期間 (2023年11月15日現在)	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	470,638,803	462,046,351
期中追加設定元本額	20,225,813	17,963,326
期中一部解約元本額	28,818,265	52,190,135

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	134,535,293	181,622,645	
	ドイチェ・日本株式マザー	86,866,996	268,584,064	
	ドイチェ・外国債券マザー	30,801,027	79,888,623	
	ドイチェ・外国株式マザー	50,065,613	295,021,637	
合計		302,268,929	825,116,969	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「ドイチェ・日本債券マザー」、「ドイチェ・日本株式マザー」、「ドイチェ・外国債券マザー」及び「ドイチェ・外国株式マザー」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべてこれら親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日におけるこれらの親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「ドイチェ・日本債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	30,187,730	26,031,457
国債証券	1,678,985,180	1,636,543,550
特殊債券	205,654,000	201,282,000
未収利息	8,621,216	8,191,719
流動資産合計	1,923,448,126	1,872,048,726
資産合計	1,923,448,126	1,872,048,726
負債の部		
流動負債		
未払利息	86	-
流動負債合計	86	-
負債合計	86	-
純資産の部		
元本等		
元本	1,396,218,214	1,386,657,364
剰余金		
剰余金又は欠損金()	527,229,826	485,391,362
元本等合計	1,923,448,040	1,872,048,726
純資産合計	1,923,448,040	1,872,048,726
負債純資産合計	1,923,448,126	1,872,048,726

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
1. 受益権の総数	1,396,218,214口	1,386,657,364口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3776円 (13,776円)	1.3500円 (13,500円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)	(自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業	同左

	務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
--	---

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
国債証券	70,330,720	58,670,500
特殊債券	4,314,000	4,372,000
合計	74,644,720	63,042,500

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,381,580,627	1,396,218,214
期中追加設定元本額	91,429,006	50,473,241
期中一部解約元本額	76,791,419	60,034,091
期末元本額	1,396,218,214	1,386,657,364
2. 元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	795,249,561	776,514,951
ドイチェ・ライフ・プラン50	467,753,354	471,057,390
ドイチェ・ライフ・プラン70	128,665,569	134,535,293
ドイチェ・インド株式ファンド	4,549,730	4,549,730

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	数量	評価額(円)	備考
国債証券	第7回利付国債(40年)	105,000,000	92,745,450	
	第341回利付国債(10年)	80,000,000	79,874,400	
	第345回利付国債(10年)	90,000,000	89,181,900	
	第347回利付国債(10年)	100,000,000	98,852,000	
	第350回利付国債(10年)	50,000,000	49,190,500	
	第47回利付国債(30年)	120,000,000	113,580,000	
	第58回利付国債(30年)	110,000,000	84,751,700	
	第99回利付国債(20年)	130,000,000	136,076,200	
	第102回利付国債(20年)	80,000,000	85,070,400	
	第120回利付国債(20年)	140,000,000	146,812,400	
	第141回利付国債(20年)	230,000,000	244,793,600	
	第149回利付国債(20年)	100,000,000	104,237,000	
	第166回利付国債(20年)	40,000,000	36,228,800	
	第174回利付国債(20年)	170,000,000	141,101,700	
	第184回利付国債(20年)	150,000,000	134,047,500	
小計			1,636,543,550	
特殊債券	第42回道路債券	200,000,000	201,282,000	
小計			201,282,000	
合計			1,837,825,550	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 「ドイチェ・日本株式マザー」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,482,869	14,842,218
株式	1,154,758,350	1,208,319,880
未収入金	23,286,575	26,474,948
未収配当金	10,376,270	10,096,810
未収利息	-	40
流動資産合計	1,195,904,064	1,259,733,896
資産合計	1,195,904,064	1,259,733,896
負債の部		
流動負債		
未払金	21,688,184	39,599,328
未払利息	21	-
流動負債合計	21,688,205	39,599,328
負債合計	21,688,205	39,599,328
純資産の部		
元本等		
元本	462,603,228	394,617,172
剰余金		
剰余金又は欠損金()	711,612,631	825,517,396
元本等合計	1,174,215,859	1,220,134,568
純資産合計	1,174,215,859	1,220,134,568
負債純資産合計	1,195,904,064	1,259,733,896

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
1. 受益権の総数	462,603,228口	394,617,172口
2. 1口当たり純資産額	2,5383円	3,0919円
(1万口当たり純資産額)	(25,383円)	(30,919円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)	(自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業	同左

	務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
--	---

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
株式	86,548,279	143,936,056
合計	86,548,279	143,936,056

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	539,667,944	462,603,228
期中追加設定元本額	0	5,324,103
期中一部解約元本額	77,064,716	73,310,159
期末元本額	462,603,228	394,617,172
2. 元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン 3 0	143,964,567	120,051,173
ドイチェ・ライフ・プラン 5 0	221,842,969	187,699,003
ドイチェ・ライフ・プラン 7 0	96,795,692	86,866,996

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

銘柄	数量	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
大林組	9,200	2,040.00	18,768,000	
日揮ホールディングス	8,700	1,308.00	11,379,600	
ダイダン	1,700	3,560.00	6,052,000	
トクヤマ	4,400	2,632.50	11,583,000	
信越化学工業	3,100	5,687.00	17,629,700	
三菱瓦斯化学	6,500	2,740.00	17,810,000	
デクセリアルズ	3,000	2,477.50	7,432,500	
ロート製薬	2,600	2,744.50	7,135,700	
第一三共	3,200	4,615.00	14,768,000	
コスモエネルギーホールディングス	1,600	6,629.00	10,606,400	
日東紡績	1,900	5,560.00	10,564,000	
M A R U W A	300	47,250.00	14,175,000	
フジクラ	7,500	5,524.00	41,430,000	
S W C C	1,800	7,280.00	13,104,000	
三和ホールディングス	9,100	4,407.00	40,103,700	
ディスコ	300	42,580.00	12,774,000	
T H K	4,800	3,339.00	16,027,200	
三菱重工業	18,600	2,408.50	44,798,100	
I H I	3,400	9,110.00	30,974,000	
日立製作所	11,200	3,951.00	44,251,200	
三菱電機	5,000	2,744.50	13,722,500	
明電舎	2,900	3,930.00	11,397,000	
日本電気	1,400	12,730.00	17,822,000	
富士通	7,800	2,824.00	22,027,200	
アドバンテスト	3,900	9,136.00	35,630,400	
キーエンス	300	65,680.00	19,704,000	
東京エレクトロン	600	22,300.00	13,380,000	
トヨタ自動車	13,200	2,704.00	35,692,800	
武蔵精密工業	11,900	3,160.00	37,604,000	
スズキ	22,700	1,597.00	36,251,900	
アシックス	8,200	2,720.00	22,304,000	
任天堂	2,900	8,259.00	23,951,100	
川崎汽船	5,500	2,108.00	11,594,000	
S H I F T	1,500	16,035.00	24,052,500	
インターネットイニシアティブ	3,900	3,085.00	12,031,500	
光通信	800	32,430.00	25,944,000	
ソフトバンクグループ	2,600	8,920.00	23,192,000	
伊藤忠商事	4,200	7,900.00	33,180,000	
西華産業	2,800	4,710.00	13,188,000	
トライアルホールディングス	4,100	2,889.00	11,844,900	
ファーストリテイリング	700	50,240.00	35,168,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	37,900	1,824.00	69,129,600	
りそなホールディングス	29,100	1,246.00	36,258,600	
千葉銀行	10,700	1,200.00	12,840,000	
みずほフィナンシャルグループ	9,300	3,765.00	35,014,500	
野村ホールディングス	13,900	915.70	12,728,230	

マネックスグループ	13,500	908.00	12,258,000	
第一生命ホールディングス	4,600	4,003.00	18,413,800	
東京海上ホールディングス	9,000	5,921.00	53,289,000	
オリックス	8,000	3,361.00	26,888,000	
カカクコム	4,700	2,405.50	11,305,850	
リクルートホールディングス	3,000	9,819.00	29,457,000	
ペイカレント	3,400	5,791.00	19,689,400	
合計			1,208,319,880	

(イ)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

3. 「ドイチェ・外国債券マザー」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	22,419,805	9,763,908
コール・ローン	19,220,601	484,415
国債証券	671,389,803	696,692,683
未収利息	8,880,125	7,044,529
前払費用	94,880	347,161
流動資産合計	722,005,214	714,332,696
資産合計	722,005,214	714,332,696
負債の部		
流動負債		
未払利息	55	-
流動負債合計	55	-
負債合計	55	-
純資産の部		
元本等		
元本	298,723,497	275,412,730
剰余金		
剰余金又は欠損金()	423,281,662	438,919,966
元本等合計	722,005,159	714,332,696
純資産合計	722,005,159	714,332,696
負債純資産合計	722,005,214	714,332,696

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
1. 受益権の総数	298,723,497口	275,412,730口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.4170円 (24,170円)	2.5937円 (25,937円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)	(自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

	当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
国債証券	22,415,727	13,254,795
合計	22,415,727	13,254,795

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1.元本の推移		
期首元本額	323,472,680	298,723,497
期中追加設定元本額	2,580,690	1,125,408
期中一部解約元本額	27,329,873	24,436,175
期末元本額	298,723,497	275,412,730
2.元本の内訳		
ドイツ・ライフ・プラン 3 0	132,876,069	119,069,883
ドイツ・ライフ・プラン 5 0	134,348,891	125,541,820
ドイツ・ライフ・プラン 7 0	31,498,537	30,801,027

(3)附属明細表

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	数量	評価額	備考		
国債証券	アメリカドル	UST 0.25% 07/31/25	170,000.00	165,119.14			
		UST 0.5% 02/28/26	120,000.00	114,187.50			
		UST 0.625% 05/15/30	300,000.00	245,929.68			
		UST 1.5% 08/15/26	500,000.00	476,132.81			
		UST 1.625% 08/15/29	110,000.00	97,474.60			
		UST 2.75% 02/15/28	300,000.00	285,773.43			
		UST 2.75% 08/15/47	150,000.00	108,246.09			
		UST 2.875% 05/15/49	200,000.00	145,984.37			
		UST 2% 08/15/25	300,000.00	294,632.81			
		UST 3.625% 08/15/43	200,000.00	173,046.87			
		UST 4.25% 05/15/39	300,000.00	290,929.68			
		UST 4.375% 05/15/34	150,000.00	149,167.96			
		小計			2,546,624.94		
	カナダドル			(399,412,655)			
		CAN 2% 06/01/28	200,000.00	192,970.00			
	小計			192,970.00			
	ユーロ				(21,514,225)		
		BGB 5% 03/28/35	70,000.00	82,617.50			
		BTPS 1.5% 06/01/25	250,000.00	248,462.50			
		BTPS 4.75% 09/01/44	80,000.00	88,696.00			
		DBR 0.5% 02/15/26	80,000.00	78,388.80			
		DBR 4% 01/04/37	150,000.00	173,835.00			
		FRTR 4.5% 04/25/41	150,000.00	171,960.00			
		FRTR 6% 10/25/25	150,000.00	154,888.50			
		NETHER 5.5% 01/15/28	50,000.00	55,007.75			
		SPGB 1.6% 04/30/25	200,000.00	199,000.00			
		SPGB 5.15% 10/31/44	100,000.00	123,400.00			
		小計			1,376,256.05		
		イギリスポンド				(227,247,398)	
			UKT 3.25% 01/22/44	100,000.00	79,790.00		
			UKT 5% 03/07/25	100,000.00	100,090.00		
	小計			179,880.00			
	オーストラリアドル				(35,725,966)		
		ACGB 2.75% 06/21/35	150,000.00	126,495.00			
		小計			126,495.00		
	合計				696,692.683		

			(696,692,683)	
--	--	--	---------------	--

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 12銘柄	55.9%	57.4%
カナダドル	国債証券 1銘柄	3.0%	3.1%
ユーロ	国債証券 10銘柄	31.8%	32.6%
イギリスポンド	国債証券 2銘柄	5.0%	5.1%
オーストラリアドル	国債証券 1銘柄	1.8%	1.8%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

4. 「ドイチェ・外国株式マザー」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	17,601,525	6,120,546
コール・ローン	102,060	9,857,578
株式	752,638,168	816,970,108
未収配当金	704,314	589,167
未収利息	-	27
流動資産合計	771,046,067	833,537,426
資産合計	771,046,067	833,537,426
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	168,447,068	141,451,639
剰余金		
剰余金又は欠損金()	602,598,999	692,085,787
元本等合計	771,046,067	833,537,426
純資産合計	771,046,067	833,537,426
負債純資産合計	771,046,067	833,537,426

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
1. 受益権の総数	168,447,068口	141,451,639口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4,5774円 (45,774円)	5,8927円 (58,927円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)	(自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

	当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
株式	94,657,839	156,366,592
合計	94,657,839	156,366,592

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	196,745,617	168,447,068
期中追加設定元本額	701,706	1,737,095
期中一部解約元本額	29,000,255	28,732,524
期末元本額	168,447,068	141,451,639
2. 元本の内訳		
ドイツ・ライフ・プラン 3 0	36,233,601	30,206,467
ドイツ・ライフ・プラン 5 0	73,427,357	61,179,559
ドイツ・ライフ・プラン 7 0	58,786,110	50,065,613

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	数量	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	SCHLUMBERGER LTD	1,177	43.45	51,140.65	
	ALLEGION PLC	327	141.32	46,211.64	
	PARKER HANNIFIN CORP.	156	697.63	108,830.28	
	COPART INC	1,132	57.34	64,908.88	
	UNION PACIFIC CORP	171	235.58	40,284.18	
	BOOKING HOLDINGS INC	37	4,970.98	183,926.26	
	ALPHABET INC-CL A	1,555	175.58	273,026.90	
	META PLATFORMS INC-A	368	577.16	212,394.88	
	PINTEREST INC- CLASS A	949	29.37	27,872.13	
	AMAZON COM INC	480	211.48	101,510.40	
	AUTOZONE INC	31	3,136.06	97,217.86	
	EBAY INC	859	62.30	53,515.70	
	HOME DEPOT INC	280	405.72	113,601.60	
	TJX COMPANIES INC	435	119.91	52,160.85	
	PEPSICO INC.	238	165.15	39,305.70	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	477	91.45	43,621.65	
	PROCTER & GAMBLE CO	444	167.08	74,183.52	
	ABBOTT LABORATORIES	400	115.03	46,012.00	
	CENTENE CORP	715	58.68	41,956.20	
	MEDTRONIC PLC	709	86.00	60,974.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	193	593.15	114,477.95	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	444	130.22	57,817.68	
	AMGEN INC	183	295.93	54,155.19	
	BIOGEN INC	127	164.89	20,941.03	
	GILEAD SCIENCES INC	471	92.11	43,383.81	
	JOHNSON & JOHNSON	483	151.87	73,353.21	
	MERCK & CO. INC.	442	98.36	43,475.12	
	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	156	122.87	19,168.50	
	PFIZER INC	412	26.02	10,720.24	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	96	483.96	46,460.16	
	BANK OF AMERICA CORP	1,198	45.90	54,988.20	
	JP MORGAN CHASE&CO	451	241.87	109,083.37	
	AMERICAN EXPRESS COMPANY	158	288.30	45,551.40	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	145	561.54	81,423.30	
	MOODY'S CORPORATION	180	482.09	86,776.20	
	S&P GLOBAL INC	83	510.64	42,383.12	
	VISA INC-CLASS A SHARES	600	308.25	184,950.00	
	ALLSTATE CORPORATION	228	195.78	44,637.84	
	CHUBB LTD	185	286.93	53,082.05	

	MARSH & MCLENNAN COMPANIES	332	221.50	73,538.00	
	PROGRESSIVE CORP	181	257.50	46,607.50	
	ACCENTURE PLC-CL A	160	362.07	57,931.20	
	ADOBE INC	136	529.87	72,062.32	
	MICROSOFT CORPORATION	622	426.89	265,525.58	
	APPLE INC	693	228.22	158,156.46	
	ARISTA NETWORKS INC	206	385.95	79,505.70	
	HP INC	1,488	36.49	54,297.12	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	116	493.70	57,269.20	
	SAMSUNG ELECTR-GDR REG S	54	898.00	48,492.00	
	APPLIED MATERIALS INC	583	186.00	108,438.00	
	BROADCOM INC	330	170.38	56,225.40	
	QUALCOMM INC	250	163.97	40,992.50	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	1,055	188.50	198,867.50	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	190	206.00	39,140.00	
小計				4,276,532.13	
カナダドル	CANADIAN NATL RAILWAY CO	362	154.75	56,019.50	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	1,007	89.84	90,468.88	
	TORONTO-DOMINION BANK	415	79.64	33,050.60	
小計				179,538.98	
ユーロ	TOTALENERGIES SE	758	57.15	43,319.70	
	RELX PLC	1,092	43.78	47,807.76	
	DHL GROUP-REG	645	35.11	22,645.95	
	LVMH MOET-HENNESSY LOUIS VUITTON	40	584.40	23,376.00	
	UNILEVER PLC	1,084	54.38	58,947.92	
	SANOFI	344	94.40	32,473.60	
	DEUTSCHE BOERSE AG	80	211.30	16,904.00	
	ALLIANZ SE	221	285.20	63,029.20	
	SAP SE	217	221.05	47,967.85	
小計				356,471.98	
イギリスポンド	HSBC HOLDINGS PLC	5,097	7.06	35,995.01	
小計				35,995.01	
スイスフラン	NESTLE SA-REG	1,043	78.74	82,125.82	
	ROCHE HOLDING AG GENUSSCHEIN	327	261.60	85,543.20	
小計				167,669.02	
スウェーデンクローナ	ASSA ABLOY AB-B	1,193	330.30	394,047.90	
小計				394,047.90	
ノルウェークローネ	EQUINOR ASA	1,264	263.40	332,937.60	
	DNB BANK ASA	2,028	228.30	462,992.40	
小計				795,930.00	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	622	751.30	467,308.60	
小計				467,308.60	
香港ドル	AIA GROUP LTD	3,000	58.16	174,504.00	
小計				174,504.00	
合計				816,970,108	
				(816,970,108)	

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 54銘柄	80.5%	82.0%
カナダドル	株式 3銘柄	2.4%	2.5%
ユーロ	株式 9銘柄	7.1%	7.2%
イギリスポンド	株式 1銘柄	0.9%	0.9%

スイスフラン	株式	2銘柄	3.5%	3.6%
スウェーデンクローナ	株式	1銘柄	0.7%	0.7%
ノルウェークローネ	株式	2銘柄	1.3%	1.4%
デンマーククローネ	株式	1銘柄	1.2%	1.3%
香港ドル	株式	1銘柄	0.4%	0.4%

(イ)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期中間計算期間(2024年11月16日から2025年5月15日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月11日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン30の2024年11月16日から2025年5月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン30の2025年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年11月16日から2025年5月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)	第27期中間計算期間 (2025年5月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	73,094,934	86,649,409
親投資信託受益証券	1,906,310,607	1,808,431,570
未収利息	200	830
流動資産合計	1,979,405,741	1,895,081,809
資産合計	1,979,405,741	1,895,081,809
負債の部		
流動負債		
未払解約金	404,398	26,383
未払受託者報酬	1,086,440	1,048,307
未払委託者報酬	9,777,925	9,434,712
その他未払費用	987,611	952,950
流動負債合計	12,256,374	11,462,352
負債合計	12,256,374	11,462,352
純資産の部		
元本等		
元本	1,362,374,105	1,355,113,069
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	604,775,262	528,506,388
（分配準備積立金）	450,774,343	440,921,239
元本等合計	1,967,149,367	1,883,619,457
純資産合計	1,967,149,367	1,883,619,457
負債純資産合計	1,979,405,741	1,895,081,809

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第26期中間計算期間 (自 2023年11月16日 至 2024年 5月15日)	第27期中間計算期間 (自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日)
営業収益		
受取利息	780	97,010
有価証券売買等損益	107,130,409	61,879,037
営業収益合計	107,131,189	61,782,027
営業費用		
支払利息	15,233	-
受託者報酬	1,083,829	1,048,307
委託者報酬	9,754,380	9,434,712
その他費用	985,234	952,950
営業費用合計	11,838,676	11,435,969
営業利益又は営業損失()	95,292,513	73,217,996
経常利益又は経常損失()	95,292,513	73,217,996
中間純利益又は中間純損失()	95,292,513	73,217,996
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う中間純損失金額の分配額()	2,230,970	658,778
期首剰余金又は期首欠損金()	547,093,676	604,775,262
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,902,819	9,646,184
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	10,902,819	9,646,184
剰余金減少額又は欠損金増加額	39,786,325	13,355,840
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	39,786,325	13,355,840
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	611,271,713	528,506,388

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)	第27期中間計算期間 (2025年5月15日現在)
1. 受益権の総数	1,362,374,105口	1,355,113,069口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4439円 (14,439円)	1.3900円 (13,900円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)	第27期中間計算期間 (2025年5月15日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)	第27期中間計算期間 (2025年5月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	1,457,811,099	1,362,374,105
期中追加設定元本額	50,657,765	23,116,111
期中一部解約元本額	146,094,759	30,377,147

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月11日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン50の2024年11月16日から2025年5月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン50の2025年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年11月16日から2025年5月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)	第27期中間計算期間 (2025年5月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	66,009,241	68,674,363
親投資信託受益証券	1,902,404,628	1,754,192,367
未収利息	180	658
流動資産合計	1,968,414,049	1,822,867,388
資産合計	1,968,414,049	1,822,867,388
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,908	6,066
未払受託者報酬	1,078,932	1,021,216
未払委託者報酬	11,868,171	11,233,300
その他未払費用	980,781	928,314
流動負債合計	13,937,792	13,188,896
負債合計	13,937,792	13,188,896
純資産の部		
元本等		
元本	1,135,618,030	1,094,959,072
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	818,858,227	714,719,420
(分配準備積立金)	751,686,161	718,811,973
元本等合計	1,954,476,257	1,809,678,492
純資産合計	1,954,476,257	1,809,678,492
負債純資産合計	1,968,414,049	1,822,867,388

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第26期中間計算期間 (自 2023年11月16日 至 2024年 5月15日)	第27期中間計算期間 (自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日)
営業収益		
受取利息	1,074	79,929
有価証券売買等損益	183,113,482	62,912,261
営業収益合計	183,114,556	62,832,332
営業費用		
支払利息	15,654	-
受託者報酬	1,062,276	1,021,216
委託者報酬	11,685,035	11,233,300
その他費用	965,647	928,314
営業費用合計	13,728,612	13,182,830
営業利益又は営業損失()	169,385,944	76,015,162
経常利益又は経常損失()	169,385,944	76,015,162
中間純利益又は中間純損失()	169,385,944	76,015,162
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う中間純損失金額の分配額()	3,134,782	1,317,368
期首剰余金又は期首欠損金()	688,367,346	818,858,227
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,602,240	6,529,768
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	9,602,240	6,529,768
剰余金減少額又は欠損金増加額	37,714,927	35,970,781
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	37,714,927	35,970,781
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	826,505,821	714,719,420

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)	第27期中間計算期間 (2025年5月15日現在)
1. 受益権の総数	1,135,618,030口	1,094,959,072口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7211円 (17,211円)	1.6527円 (16,527円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)	第27期中間計算期間 (2025年5月15日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)	第27期中間計算期間 (2025年5月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	1,223,961,959	1,135,618,030
期中追加設定元本額	25,618,156	9,572,163
期中一部解約元本額	113,962,085	50,231,121

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月11日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン70の2024年11月16日から2025年5月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン70の2025年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年11月16日から2025年5月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)	第27期中間計算期間 (2025年5月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,264,214	36,820,283
親投資信託受益証券	825,116,969	770,888,553
未収利息	80	353
流動資産合計	854,381,263	807,709,189
資産合計	854,381,263	807,709,189
負債の部		
流動負債		
未払解約金	579,195	1,582,706
未払受託者報酬	460,261	443,944
未払委託者報酬	5,983,319	5,771,237
その他未払費用	418,352	403,526
流動負債合計	7,441,127	8,201,413
負債合計	7,441,127	8,201,413
純資産の部		
元本等		
元本	427,819,542	421,807,454
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（　）	419,120,594	377,700,322
（分配準備積立金）	376,594,078	364,784,222
元本等合計	846,940,136	799,507,776
純資産合計	846,940,136	799,507,776
負債純資産合計	854,381,263	807,709,189

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第26期中間計算期間 (自 2023年11月16日 至 2024年 5月15日)	第27期中間計算期間 (自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日)
営業収益		
受取利息	381	43,793
有価証券売買等損益	101,609,378	29,128,416
営業収益合計	101,609,759	29,084,623
営業費用		
支払利息	7,993	-
受託者報酬	446,326	443,944
委託者報酬	5,802,180	5,771,237
その他費用	405,691	403,526
営業費用合計	6,662,190	6,618,707
営業利益又は営業損失()	94,947,569	35,703,330
経常利益又は経常損失()	94,947,569	35,703,330
中間純利益又は中間純損失()	94,947,569	35,703,330
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う中間純損失金額の分配額()	2,783,992	411,909
期首剰余金又は期首欠損金()	336,431,735	419,120,594
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,761,208	7,089,604
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	6,761,208	7,089,604
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,368,724	13,218,455
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	24,368,724	13,218,455
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	410,987,796	377,700,322

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)	第27期中間計算期間 (2025年5月15日現在)
1. 受益権の総数	427,819,542口	421,807,454口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.9797円 (19,797円)	1.8954円 (18,954円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)	第27期中間計算期間 (2025年5月15日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第26期計算期間 (2024年11月15日現在)	第27期中間計算期間 (2025年5月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	462,046,351	427,819,542
期中追加設定元本額	17,963,326	7,560,696
期中一部解約元本額	52,190,135	13,572,784

(参考情報)

当ファンドは「ドイチェ・日本債券マザー」、「ドイチェ・日本株式マザー」、「ドイチェ・外国債券マザー」及び「ドイチェ・外国株式マザー」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべてこれら親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの中間計算期間末日におけるこれらの親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「ドイチェ・日本債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,031,457	56,760,656
国債証券	1,636,543,550	1,718,304,100
特殊債券	201,282,000	-
未収利息	8,191,719	6,804,704
前払費用	-	231,780
流動資産合計	1,872,048,726	1,782,101,240
資産合計	1,872,048,726	1,782,101,240
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	1,386,657,364	1,358,551,995
剰余金		
剰余金又は欠損金()	485,391,362	423,549,245
元本等合計	1,872,048,726	1,782,101,240
純資産合計	1,872,048,726	1,782,101,240
負債純資産合計	1,872,048,726	1,782,101,240

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
1. 受益権の総数	1,386,657,364口	1,358,551,995口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3500円 (13,500円)	1.3118円 (13,118円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,396,218,214	1,386,657,364
期中追加設定元本額	50,473,241	0
期中一部解約元本額	60,034,091	28,105,369
期末元本額	1,386,657,364	1,358,551,995
2. 元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン 3 0	776,514,951	771,223,809
ドイチェ・ライフ・プラン 5 0	471,057,390	450,520,895
ドイチェ・ライフ・プラン 7 0	134,535,293	132,257,561
ドイチェ・インド株式ファンド	4,549,730	4,549,730

2. 「ドイチェ・日本株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,842,218	16,498,993
株式	1,208,319,880	1,082,951,640
未収入金	26,474,948	-
未収配当金	10,096,810	10,368,750
未収利息	40	158
流動資産合計	1,259,733,896	1,109,819,541
資産合計	1,259,733,896	1,109,819,541
負債の部		
流動負債		
未払金	39,599,328	-
流動負債合計	39,599,328	-
負債合計	39,599,328	-
純資産の部		
元本等		
元本	394,617,172	366,333,153
剰余金		
剰余金又は欠損金()	825,517,396	743,486,388
元本等合計	1,220,134,568	1,109,819,541
純資産合計	1,220,134,568	1,109,819,541
負債純資産合計	1,259,733,896	1,109,819,541

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
1. 受益権の総数	394,617,172口	366,333,153口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.0919円 (30,919円)	3.0295円 (30,295円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	462,603,228	394,617,172
期中追加設定元本額	5,324,103	340,414
期中一部解約元本額	73,310,159	28,624,433
期末元本額	394,617,172	366,333,153
2. 元本の内訳		
ドイツ・ライフ・プラン 3 0	120,051,173	110,360,311
ドイツ・ライフ・プラン 5 0	187,699,003	175,140,386
ドイツ・ライフ・プラン 7 0	86,866,996	80,832,456

3. 「ドイチェ・外国債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	9,763,908	51,000,164
コール・ローン	484,415	3,081,948
国債証券	696,692,683	660,516,656
未収利息	7,044,529	6,274,230
前払費用	347,161	-
流動資産合計	714,332,696	720,872,998
資産合計	714,332,696	720,872,998
負債の部		
流動負債		
未払金	-	33,785,998
流動負債合計	-	33,785,998
負債合計	-	33,785,998
純資産の部		
元本等		
元本	275,412,730	277,261,324
剰余金		
剰余金又は欠損金()	438,919,966	409,825,676
元本等合計	714,332,696	687,087,000
純資産合計	714,332,696	687,087,000
負債純資産合計	714,332,696	720,872,998

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
1. 受益権の総数	275,412,730口	277,261,324口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.5937円 (25,937円)	2.4781円 (24,781円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	298,723,497	275,412,730
期中追加設定元本額	1,125,408	4,646,693
期中一部解約元本額	24,436,175	2,798,099
期末元本額	275,412,730	277,261,324
2. 元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン 3 0	119,069,883	121,301,161
ドイチェ・ライフ・プラン 5 0	125,541,820	124,342,635
ドイチェ・ライフ・プラン 7 0	30,801,027	31,617,528

4. 「ドイチェ・外国株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	6,120,546	8,027,419
コール・ローン	9,857,578	2,006,129
株式	816,970,108	749,175,950
未収配当金	589,167	1,230,354
未収利息	27	19
流動資産合計	833,537,426	760,439,871
資産合計	833,537,426	760,439,871
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	141,451,639	136,547,153
剰余金		
剰余金又は欠損金()	692,085,787	623,892,718
元本等合計	833,537,426	760,439,871
純資産合計	833,537,426	760,439,871
負債純資産合計	833,537,426	760,439,871

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
1. 受益権の総数	141,451,639口	136,547,153口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5.8927円 (58,927円)	5.5691円 (55,691円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	168,447,068	141,451,639
期中追加設定元本額	1,737,095	1,871,302
期中一部解約元本額	28,732,524	6,775,788
期末元本額	141,451,639	136,547,153
2. 元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン 3 0	30,206,467	29,054,463
ドイチェ・ライフ・プラン 5 0	61,179,559	58,263,952
ドイチェ・ライフ・プラン 7 0	50,065,613	49,228,738

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ドイチェ・ライフ・プラン 30

(2025 年 6 月 30 日現在)

I 資産総額	1,923,175,984 円
II 負債総額	8,579,541 円
III 純資産総額 (I - II)	1,914,596,443 円
IV 発行済口数	1,343,175,236 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.4254 円
(1万口当たり純資産額)	(14,254 円)

ドイチェ・ライフ・プラン 50

(2025 年 6 月 30 日現在)

I 資産総額	1,878,601,348 円
II 負債総額	6,088,171 円
III 純資産総額 (I - II)	1,872,513,177 円
IV 発行済口数	1,091,292,403 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7159 円
(1万口当たり純資産額)	(17,159 円)

ドイチェ・ライフ・プラン 70

(2025 年 6 月 30 日現在)

I 資産総額	832,614,228 円
II 負債総額	4,668,347 円
III 純資産総額 (I - II)	827,945,881 円
IV 発行済口数	419,112,631 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.9755 円
(1万口当たり純資産額)	(19,755 円)

(参考) ドイチェ・日本債券マザー

(2025 年 6 月 30 日現在)

I 資産総額	1,788,029,633 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額 (I - II)	1,788,029,633 円
IV 発行済口数	1,356,270,973 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.3183 円
(1万口当たり純資産額)	(13,183 円)

(参考) ドイチェ・日本株式マザー

(2025 年 6 月 30 日現在)

I 資産総額	1, 193, 479, 527 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額 (I - II)	1, 193, 479, 527 円
IV 発行済口数	356, 855, 550 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	3. 3444 円
(1万口当たり純資産額)	(33, 444 円)

(参考) ドイチェ・外国債券マザー

(2025 年 6 月 30 日現在)

I 資産総額	701, 609, 071 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額 (I - II)	701, 609, 071 円
IV 発行済口数	277, 261, 324 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2. 5305 円
(1万口当たり純資産額)	(25, 305 円)

(参考) ドイチェ・外国株式マザー

(2025 年 6 月 30 日現在)

I 資産総額	794, 380, 321 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額 (I - II)	794, 380, 321 円
IV 発行済口数	138, 836, 326 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	5. 7217 円
(1万口当たり純資産額)	(57, 217 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

5. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

6. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金等

①資本金の額

3,078百万円（2025年6月末現在）

②発行する株式の総数

200,000株（2025年6月末現在）

③発行済株式総数

61,560株（2025年6月末現在）

④最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数は取締役については3名以上、監査役については1名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

①四半期毎に行われる投資戦略会議において、DWSグループ（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通しならびに大まかな運用方針を決定します。

②運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

③承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

④各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

⑤運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスksの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

⑥インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

⑦アセットマネジメントコンプライアンス部は、運用部から独立した立場で、ガイドライン遵守状況及び利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2025年6月末現在、委託会社の運用するファンドは63本、純資産総額は810,124百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	50本	191,502百万円
私募	単位型	株式投資信託	1本	815百万円
	追加型	株式投資信託	12本	617,808百万円
合計			63本	810,124百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 10 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

関 賢二

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年 3 月31日)		当事業年度 (2025年 3 月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	1	3,566,951	1	4,328,664
前払費用		53,483		53,664
未収委託者報酬		421,696		435,871
未収収益	1	1,746,442	1	1,358,487
未収還付消費税		-		18,554
立替金		41,199		29,739
その他の流動資産		-		9,603
流動資産計		5,829,774		6,234,586
固定資産				
投資その他の資産				
投資有価証券		1,105		552
敷金		28,459		31,192
供託金		10,000		10,000
預託金		1,000		1,000
未収入金		-		78,613
貸倒引当金		-		78,613
投資その他の資産合計		40,565		42,744
固定資産合計		40,565		42,744
資産合計		5,870,339		6,277,331

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	223,520	247,834
未払手数料	187,471	195,303
その他未払金	72,968	6,882
未払費用	1,195,329	1,653,579
未払消費税	8,654	-
未払法人税等	39,086	53,693
賞与引当金	121,599	120,190
その他の流動負債	17,692	263
流動負債合計	1,866,323	2,277,748
固定負債		
退職給付引当金	406,706	383,178
長期未払費用	27,474	61,821
賞与引当金	47,037	30,334
繰延税金負債	84	47
固定負債合計	481,302	475,382
負債合計	2,347,626	2,753,130
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,385,478	1,383,907
利益剰余金合計	1,385,478	1,383,907
株主資本合計	3,522,521	3,524,092
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	191	108
評価・換算差額等合計	191	108
純資産合計	3,522,713	3,524,200
負債純資産合計	5,870,339	6,277,331

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,033,825	3,047,653
運用受託報酬	224	177
その他営業収益	3,007,179	3,121,585
営業収益合計	6,041,228	6,169,416
営業費用		
支払手数料	1,406,573	1,389,203
広告宣伝費	20,134	29,096
公告費	-	540
調査費	125,890	116,288
委託調査費	426,339	476,907
情報機器関連費	137,104	132,217
委託計算費	202,709	188,834
通信費	8,824	8,657
印刷費	10,663	5,383
協会費	11,017	2,575
諸会費	1,038	792
諸経費	24,718	32,487
営業費用合計	2,375,014	2,382,985
一般管理費		
役員報酬	90,996	136,745
給料・手当	1,097,901	1,046,523
賞与	418,805	545,828
交際費	4,628	13,761
旅費交通費	21,419	32,368
租税公課	57,241	47,030
不動産賃借料	329,400	654,902
退職給付費用	98,469	88,234
福利厚生費	316,749	301,077
業務委託費	1 774,694	1 646,334
退職金	-	1,790
諸経費	110,740	133,704
一般管理費合計	3,321,046	3,648,301
営業利益	345,167	138,129
営業外収益		
有価証券売却益	2,999	-
有価証券償還益	-	189
雑収益	7,477	8,620
営業外収益合計	10,477	8,809

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
営業外費用		
貸倒引当金繰入	-	78,613
為替差損	63,399	15,672
有価証券売却損	2	-
雑損失	2,736	656
営業外費用合計	66,138	94,943
経常利益	289,505	51,995
特別損失		
割増退職金	162,037	-
特別損失合計	162,037	-
税引前当期純利益	127,468	51,995
法人税、住民税及び事業税	45,706	50,424
法人税等合計	45,706	50,424
当期純利益	81,761	1,570

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	1,467,239	3,440,760
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	81,761	81,761
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	81,761	81,761
当期末残高	3,078,000	1,830,000	1,385,478	3,522,521

	評価・換算差額等		純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,587	1,587	3,442,347
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	81,761
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	1,395	1,395	1,395
当期変動額合計	1,395	1,395	80,365
当期末残高	191	191	3,522,713

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	1,385,478	3,522,521
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	1,570	1,570
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	1,570	1,570
当期末残高	3,078,000	1,830,000	1,383,907	3,524,092

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	191	191	3,522,713
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	1,570
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	83	83	83
当期変動額合計	83	83	1,487
当期末残高	108	108	3,524,200

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

 当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

 時価法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

 売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

 従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

 従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

 外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．収益の計上基準

 当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

(貸借対照表関係)

- 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
預金	2,930,930 千円	3,437,566 千円
未収収益	2,433 千円	72,964 千円
未払費用	188,760 千円	192,310 千円

(損益計算書関係)

- 1 関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
業務委託費	389,267 千円	352,655 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当会計期間末(2025年3月31日)

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	当会計期間 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1年以内	58,321
1年超	143,921
合計	202,242

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達を行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、以下のとおりであります。

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	1,105	1,105	-
資産計	1,105	1,105	-
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(427)	(427)	-
デリバティブ取引計	(427)	(427)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*2) 預金、預り金、未払金、未収収益及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前会計期間末（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	-	1,105	-	1,105
資産計	-	1,105	-	1,105
デリバティブ取引				
通貨関連	-	427	-	427
負債計	-	427	-	427

（注）1．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

（注）2．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	3,566,951	-	-
未収委託者報酬	421,696	-	-
未収収益	1,746,442	-	-
投資有価証券			
其他有価証券	567	-	129
合計	5,735,658	-	129

（注）償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（2025年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	552	552	-
未収入金 貸倒引当金（*1）	78,613 (78,613)		
	-	-	-
資産計	552	552	-
デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていないもの	(263)	(263)	-
デリバティブ取引計	(263)	(263)	-

（*1）未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（*3）預金、預り金、未払金、未収収益及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当会計期間末（2025年3月31日）

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	552	-	552
資産計	-	552	-	552
デリバティブ取引 通貨関連	-	263	-	263
負債計	-	263	-	263

(注) 1．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

(注) 2 . 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超
預金	4,328,664	-	-
未収委託者報酬	435,871	-	-
未収収益	1,358,487	-	-
投資有価証券			
其他有価証券		128	-
合計	6,123,023	128	-

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2024年 3 月31日)

(単位: 千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	1,105	828	276
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		1,105	828	276

当事業年度 (2025年 3 月31日)

(単位: 千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	552	396	155
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		552	396	155

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)

(単位: 千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10,696	2,999	2

当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

(単位: 千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	634	189	-

(注) 上記その他有価証券の「売却額」、「売却益」には「償還額」、「償還益」が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度 (2024年3月31日)

通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建 ユーロ	533,171	-	296	296
	買建 ユーロ	26,233	-	131	131
	合計	559,405	-	427	427

当事業年度 (2025年3月31日)

通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建 ユーロ	218,913	-	524	524
	買建 ユーロ	293,238	-	260	260
	合計	512,151	-	263	263

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)		
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	494,477	398,884
勤務費用	52,890	47,279
利息費用	6,531	6,956
数理計算上の差異の発生額	3,477	17,262
退職給付の支払額	151,934	66,498
転籍者調整額	395	7,533
退職給付債務の期末残高	398,884	361,825

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)		
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	398,884	361,825
未積立退職給付債務	398,884	361,825
未認識数理計算上の差異	7,822	21,352
貸借対照表に計上された負債の純額	406,706	383,178
退職給付引当金	406,706	383,178
貸借対照表に計上された負債の純額	406,706	383,178

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)		
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	52,890	47,279
利息費用	6,531	6,956
数理計算上の差異の費用処理額	2,452	3,732
確定給付制度に係る退職給付費用	56,970	50,504

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	1.75%	2.26%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 41,498 千円、当事業年度 37,730 千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日)	(単位:千円) 当事業年度 (2025年 3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	653,069	623,579
未払費用	287,979	277,782
減価償却超過額	172,876	217,794
退職給付引当金	124,533	120,777
賞与引当金	52,468	46,491
貸倒引当金	-	24,779
長期未払費用	7,580	18,917
未払事業税	9,167	8,428
その他未払金	22,342	-
その他	1,578	1,507
繰延税金資産小計	1,331,597	1,340,060
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注 2)	653,069	623,579
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	678,527	716,480
評価性引当額小計 (注 1)	1,331,597	1,340,060
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	84	47
繰延税金負債合計	84	47
繰延税金資産 (負債) の純額	84	47

(注 1) 評価性引当額が 8,463 千円増加しております。主な要因は、所得税法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 13 号) に基づく、2027 年 4 月以降に解消する見込みである繰延税金資産の認識額増加によるもの及び当期の見込みの課税所得に対して充当される繰越欠損金に対する評価性引当額の取り崩しによる減少によるものであります。

(注 2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

	(単位:千円)						
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	-	653,069	653,069
評価性引当額	-	-	-	-	-	653,069	653,069
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)

	(単位:千円)						
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	302,181	321,397	623,579
評価性引当額	-	-	-	-	302,181	321,397	623,579
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：％)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6	30.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	5.4
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	22.5	96.1
評価性引当額	24.4	37.8
その他	5.8	2.7
税効果会計適用後の法人税の負担率	35.9	97.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項(セグメント情報等)に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、記載を省略しております。
2. 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

- (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	ルクセンブルク	ドイツ	その他	合計
3,044,418	1,056,103	802,105	717,975	420,625	6,041,228

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

- (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：千円)

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	1,038,529	投資運用業
DWS Investment S.A.	802,105	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	ルクセンブルク	ドイツ	その他	合計
3,047,830	1,152,050	654,578	641,784	673,171	6,169,416

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：千円)

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	1,135,864	投資運用業
DWS Investment S.A.	654,578	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktien-gesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,106,436千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入			*2 預金	2,930,930
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	*1 IT、管理顧問サービス	275,291	未払費用	188,760

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	4,987 百万ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入 サービスの提供	*2 IT、管理部門サービス	137,470	*1 預金 未収収益	3,437,566 70,850
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの提供	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	215,184 2,039	未収収益 未払費用	2,114 192,310

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	43,736 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	432,085	未払費用	341,010
同一の 親会社 を持つ会社	BREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*3 その他営業収益	1,038,529	未収収益	486,736
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	36,284 10,058	未収収益	108,432
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益 *4 委託費	33,706 43,193 329,647	未払収益 未払費用	81,840 264,010
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,877 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*3 その他営業収益	802,105	未収収益	480,735
同一の 親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*3 その他営業収益	215,004	未収収益	137,705
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	英国 ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	34,397	未払費用	31,410
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd.	韓国 ソウル	19,410,825 千韓国ウォン	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	5,821 31,876	未収収益	67,093

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *4 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	43,798 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	815,837	未払費用	704,819
同一の親会社 を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	119,328 1,135,964	未収収益	312,727
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益 *4 委託調査費	73,125 94,328 2,298	未収収益 未払費用	14,110 101,637
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益 *4 委託調査費	62,500 94,328 373,709	未収収益 未払費用	88,068 249,296
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,877 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	229,537 654,578	未収収益 未払費用	238,302 9,781
同一の親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益 *4 委託調査費	5,869 295,331 73,299	未収収益 未払費用	154,826 39,988
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments UK Limited	英国 ロンドン	82,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	96,065 424,698	未収収益 未払費用	168,020 4,257
同一の親会社 を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	英国 ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	119,504 2,313	未収収益 未払費用	2,302 111,428
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール シンガポール	96,700 千 シンガポールドル	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	42,633 74,313	未収収益	86,339
同一の親会社 を持つ会社	DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd.	韓国 ソウル	19,410,825 千韓国ウォン	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	2,075 68,898	未収収益	65,424
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments Hong Kong Limited	香港 香港	238,600 千 香港ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	133,817 35,646	未収収益 未払費用	50,039 112,202

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *4 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場
DB Beteiligungs-Holding GmbH ニューヨーク証券取引所に上場
DWS Group GmbH & Co. KGaA フランクフルト証券取引所に上場

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	57,224.06 円	57,248.22 円
1株当たり当期純利益	1,328.15 円	25.51 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益 (千円)	81,761	1,570
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益 (千円)	81,761	1,570
期中平均株式数 (株)	61,560	61,560

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

ドイチェ・ライフ・プラン30/50/70

約 款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託

ドイチェ・ライフ・プラン30
ドイチェ・ライフ・プラン50
ドイチェ・ライフ・プラン70

約 款

運 用 の 基 本 方 針

約款19条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、主にわが国の株式・公社債および外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

2．運用方法

(1) 投資対象

ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式および債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の[1]、かつ外国株式と外国債券などの外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の[2]%を超えない範囲で運用を行います。

各資産毎（日本株式、日本債券、外国株式、外国債券）の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。付加価値の源泉に関しては、資産配分で1/3程度、ポートフォリオ運用で2/3程度を目処とします。

各資産毎の資産配分の決定・変更は以下のように行います。

- 1．各々の親投資信託受益証券への中立的な投資配分（基本アセット・ミックス）を以下の要領で決定します。
 - ）3年～5年の中長期的観点で、一定の収益目標を定めます。
 - ）各資産毎（日本株式、日本債券、外国株式、外国債券）に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。
 - ）予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本アセット・ミックスとします。
 - ）長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化したと判断した場合は、基本アセット・ミックスの見直しを行います。
- 2．この基本アセット・ミックスを中立的配分として、一定の変更限度内で四半期毎に資産配分（各々の親投資信託受益証券への投資配分）の変更を行います。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の変更を決定します。
- 3．また、各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、月次で資産配分の調整を行います。

各親投資信託受益証券の合計の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。

実質組入れ外貨建資産については、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるかと判断した場合は、

為替ヘッジを行います。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れおよび資金の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の[3]とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の[2]%以下とします。

3. 収益分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ドイチェ・ライフ・プラン30
ドイチェ・ライフ・プラン50
ドイチェ・ライフ・プラン70
約款

（委託者および受託者）

第1条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行った時は、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から無期限とします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（受益権の分割および再分割）

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初の受益者および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第31条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定めるものとします。

第3項の規定にかかわらず、受益者が第49条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託者が判断した場合には、第1項による受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消または変更することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条 （削除）

第15条 （削除）

第16条 （削除）

第17条 （削除）

（運用の指図範囲）

第18条 委託者は、信託金を、主としてドイツ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたドイツ・日本株式マザー受益証券、ドイツ・日本債券マザー受益証券、ドイツ・外国株式マザー受益証券およびドイツ・外国債券マザー受益証券のほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社

債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第8号までの証券の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
11. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
12. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
13. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
14. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
19. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書および第9号ならびに第14号の証券および証書のうち第1号の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第9号ならびに第14号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号の証券および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の[4]となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の[4]になった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託

財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる運用の指図をしません。

前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の空売りの指図範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（先物取引等の運用指図）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第27条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（外貨建有価証券への投資制限）

第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託に属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の〔 2 〕を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の〔 2 〕を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図および範囲）

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

（保管業務の委任）

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第33条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第34条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

第35条 （削除）

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第36条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らか

に方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第37条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第38条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。

なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1．一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
- 2．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
- 3．借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第41条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第42条 この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期は平成10年11月26日から平成11年11月15日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告）

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第44条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の〔 5 〕の率を乗じて得た金額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第46条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第47条 （削除）

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第48条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第49条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第49条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第49条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第50条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を行います。当該取得申込により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載また

は記録されます。ただし、第51条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第50条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第51条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託者が判断した場合には、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消または変更することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の規定により、信託契約を終了させる場合には、第52条の規定にしたがいます。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第51条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第52条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第54条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第55条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（運用状況に係る情報の提供）

第58条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条 第49条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義変更手続）から第17条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第27条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額

の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第27条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成10年11月26日(信託契約締結日)

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(注) 信託約款のうち、[1]から[5]までについては、ドイチェ・ライフ・プラン30/50/70でそれぞれ下記の通り読替えるものとします。

	ドイチェ・ライフ・プラン30	ドイチェ・ライフ・プラン50	ドイチェ・ライフ・プラン70
[1]	30%を	50%を	70%未満の範囲で
[2]	30	40	50
[3]	30%以下	50%以下	70%未満
[4]	30を超えること	50を超えること	70以上
[5]	100	120	140

親投資信託
ドイチェ・日本債券マザー
約 款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

親投資信託
ドイチェ・日本債券マザー
約款

運用の基本方針

約款 11 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主にわが国の公社債に投資し、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主に NOMURA-BPI 総合に採用されている銘柄で格付けがシングル A 格相当以上の格付 (S&P、ムーディーズ、日本格付投資情報センター、日本格付研究所のうちいずれかから取得) の公社債に投資を行い、同指数を年率で 1% 程度上回る投資成果を目指します。

マクロ分析に基づく市場予測から判断するトップダウン・アプローチでアクティブ運用を行います。付加価値の源泉に関しては、デュレーション・コントロールで 50%、イールド・カーブの形状予測で 25%、債券の種別配分で 15%、個別債券の割高割安入替で 10% を目処としますが、市況動向等によっては見直されることがあります。

デュレーションの調整は、原則として NOMURA-BPI 総合のデュレーション ± 1 年の範囲で行います。ただし、市況動向等によりデュレーションの調整範囲は見直されることがあります。

上記の運用を補完する目的で、外国の証券取引所におけるわが国の有価証券先物取引等を行うために、外貨建資産を保有することがあります。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。

親投資信託 ドイチェ・日本債券マザー 約款

〔委託者および受託者〕

第1条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

〔信託事務の委託〕

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的、金額および追加信託の限度額〕

第2条 委託者は、金 129 万円を受益者のために利殖目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第36条、第39条、第40条第1項および第42条第2項の規定による信託契約の解約の日までとします。

〔受益証券の取得申込みの勧誘の種類〕

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

〔受益者〕

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社とします。

〔受益権の分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については 129 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条の第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

〔追加信託金の計算方法〕

第6条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第13条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第20条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔信託日時の異なる受益権の内容〕

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第9条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔運用の指図範囲〕

第10条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号の証券および第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔運用の基本方針〕

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔信用リスク集中回避のための投資制限〕

第11条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第12条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の借入れ〕

第13条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第 14 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第 15 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔デリバティブ取引等に係る投資制限〕

第 16 条の 2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

〔外貨建有価証券への投資制限〕

第 18 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

〔特別の場合の外貨建有価証券への投資制限〕

第 19 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

〔保管業務の委任〕

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第 21 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第 22 条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

第 23 条 （削除）

〔信託財産の登記等および記載等の留保等〕

第 24 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

〔有価証券売却等の指図〕

第 25 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第 26 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

〔損益の帰属〕

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔受託者による資金立替え〕

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

〔信託の計算期間〕

第 29 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 16 日から翌年 11 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 10 年 11 月 26 日から平成 11 年 11 月 15 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔信託財産に関する報告〕

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔信託事務の諸費用〕

第 31 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

〔信託報酬〕

第 32 条 委託者および受託者は、この信託に関し、信託報酬を収受しません。

〔利益の留保〕

第 33 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

〔追加信託金および一部解約金の計理処理〕

第 34 条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、一部解約にあっては解約差金として処理します。

〔一部解約〕

第 35 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

〔信託契約の解約〕

第 36 条 委託者は、第 3 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはのやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がこの信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

〔償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第 37 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔償還金の支払いの時期〕

第 38 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第 39 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させします。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 43 条の規定にしたがいます。

〔委託者の登録取消等に伴う取扱い〕

第 40 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 43 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

〔委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第 41 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

〔受託者の辞任および解任に伴う取扱い〕

第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者

を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第 44 条 第 35 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 35 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔運用状況に係る情報〕

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

〔公告〕

第 45 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第 46 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

〔附則〕

第 1 条 第 16 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 2 条 第 16 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の關係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成 10 年 11 月 26 日（信託契約締結日）

委託者	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
-----	----------------------

受託者	三井住友信託銀行株式会社
-----	--------------

親投資信託
ドイチェ・日本株式マザー
約 款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

親投資信託
ドイチェ・日本株式マザー
約款

運用の基本方針

約款 11 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主にわが国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主にわが国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している株式に積極的に投資を行い、東証株価指数（配当込）を年率で 3% 程度上回る投資成果を目指します。

付加価値を高めるために、トップ・ダウンおよびボトムアップの両方を活用した運用を行います。業種配分に関しては、マクロ経済・産業分析等によるトップダウン・アプローチで決定します。銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズ分析、定性分析、バリュエーション分析等によるボトムアップ・アプローチで決定します。付加価値の源泉に関しては、業種配分で 1/3 程度、銘柄選択で 2/3 程度を目処としますが、市況動向等により見直されることがあります。

業種および銘柄の分散化を図り、過度なリスクを避けます。組入銘柄数は、原則として、40～80 銘柄程度とします。

原則として、株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、投資環境の悪化等により下落リスクが高まったと判断した場合または解約に備えての株式の売却により、一時的に株式組入率を引き下げることがあります。

上記の運用を補完する目的で、わが国の企業が発行する外貨建の転換社債および新株引受権証券への投資のため、または外国の証券取引所におけるわが国の株価指数先物取引等を行うために、外貨建資産を保有することがあります。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。

親投資信託 ドイチェ・日本株式マザー 約款

〔委託者および受託者〕

第1条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

〔信託事務の委託〕

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的、金額および追加信託の限度額〕

第2条 委託者は、金 64 万円を受益者のために利殖目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条、第42条、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託契約の解約の日までとします。

〔受益証券の取得申込みの勧誘の種類〕

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

〔受益者〕

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社とします。

〔受益権の分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については 64 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条の第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

〔追加信託金の計算方法〕

第6条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第22条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔信託日時の異なる受益権の内容〕

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第9条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔運用の指図範囲〕

第10条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第7号までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書および第8号ならびに第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号ならびに第13号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔運用の基本方針〕

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔信用リスク集中回避のための投資制限〕

第11条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

〔投資する株式等の範囲〕

第12条 委託者が受託者に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

〔信用取引の指図範囲〕

第13条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をす

ることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第 14 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の借入れ〕

第 15 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔デリバティブ取引等に係る投資制限〕

第 18 条の 2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法によ

り算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

〔外貨建有価証券への投資制限〕

第 20 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

〔特別の場合の外貨建有価証券への投資制限〕

第 21 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

〔保管業務の委任〕

第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第 24 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第 25 条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

第 26 条 （削除）

〔信託財産の登記等および記載等の留保等〕

第 27 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

〔有価証券売却等の指図〕

第 28 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第 29 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

〔損益の帰属〕

第 30 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔受託者による資金立替え〕

第 31 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

〔信託の計算期間〕

第 32 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 16 日から翌年 11 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 10 年 11 月 26 日から平成 11 年 11 月 15 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔信託財産に関する報告〕

第 33 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔信託事務の諸費用〕

第 34 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

〔信託報酬〕

第 35 条 委託者および受託者は、この信託に関し、信託報酬を収受しません。

〔利益の留保〕

第 36 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

〔追加信託金および一部解約金の計理処理〕

第 37 条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、一部解約にあっては解約差金として処理します。

〔一部解約〕

第 38 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

〔信託契約の解約〕

第 39 条 委託者は、第 3 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

〔償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第 40 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔償還金の支払いの時期〕

第 41 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払いま

す。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第 42 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 46 条の規定にしたがいま

す。

〔委託者の登録取消等に伴う取扱い〕

第 43 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 46 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

〔委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第 44 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

〔受託者の辞任および解任に伴う取扱い〕

第 45 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 46 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第 46 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第 47 条 第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 39 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔運用状況に係る情報〕

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

〔公告〕

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

〔附則〕

第 1 条 第 18 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をい

います。

第2条 第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の關係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成 10 年 11 月 26 日（信託契約締結日）

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

親投資信託
ドイチェ・外国債券マザー
約 款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

親投資信託
ドイチェ・外国債券マザー
約款

運用の基本方針

約款 11 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主に外国の公社債に投資し、安定収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主に「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - グローバル (除く日本) (以下「GBI」という。)」に採用されている銘柄で格付けがシングル A 格相当以上の格付 (S&P、ムーディーズのうちいずれかから取得) の国債に投資を行い、同インデックスを年率で 3% 程度上回る投資成果を目指します。

マクロ分析に基づく市場予測から判断するトップダウン・アプローチでアクティブ運用を行います。付加価値の源泉に関しては、国別配分で 50%、デュレーション・コントロールで 30%、イールド・カーブの形状予測・債券の種別配分・個別債券の割高割安入替で 20% を目処としますが、市況動向等により見直されることがあります。

デュレーションの調整は、原則として GBI のデュレーション ± 1 年の範囲で行います。ただし、市況動向等によりデュレーションの調整範囲は見直されることがあります。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

親投資信託 ドイチェ・外国債券マザー 約款

〔委託者および受託者〕

第1条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

〔信託事務の委託〕

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的、金額および追加信託の限度額〕

第2条 委託者は、金30万円を受益者のために利殖目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条、第38条、第39条第1項および第41条第2項の規定による信託契約の解約の日までとします。

〔受益証券の取得申込みの勧誘の種類〕

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

〔受益者〕

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社とします。

〔受益権の分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については30万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条の第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

〔追加信託金の計算方法〕

第6条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第13条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第19条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔信託日時の異なる受益権の内容〕

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第9条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔運用の指図範囲〕

第10条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債

券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

5. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
9. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
14. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
15. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号の証券および第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔運用の基本方針〕

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔信用リスク集中回避のための投資制限〕

第11条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第12条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の借入れ〕

第13条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第14条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔デリバティブ取引等に係る投資制限〕

第16条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

〔特別の場合の外貨建有価証券への投資制限〕

第18条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

〔保管業務の委任〕

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第 20 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第 21 条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

第 22 条 （削除）

〔信託財産の登記等および記載等の留保等〕

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

〔有価証券売却等の指図〕

第 24 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第 25 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

〔損益の帰属〕

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔受託者による資金立替え〕

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

〔信託の計算期間〕

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 16 日から翌年 11 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 10 年 11 月 26 日から平成 11 年 11 月 15 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔信託財産に関する報告〕

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔信託事務の諸費用〕

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

〔信託報酬〕

第 31 条 委託者および受託者は、この信託に関し、信託報酬を収受しません。

〔利益の留保〕

第 32 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

〔追加信託金および一部解約金の計理処理〕

第 33 条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、一部解約にあっては解約差金として処理します。

〔一部解約〕

第 34 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

〔信託契約の解約〕

第 35 条 委託者は、第 3 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

〔償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第 36 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔償還金の支払いの時期〕

第 37 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

〔委託者の登録取消等に伴う取扱い〕

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

〔委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第 40 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

〔受託者の辞任および解任に伴う取扱い〕

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第 43 条 第 34 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 34 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔運用状況に係る情報〕

第 43 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

〔公告〕

第 44 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

〔附則〕

第 1 条 第 16 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 2 条 第 16 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成 10 年 11 月 26 日（信託契約締結日）

委託者	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
-----	----------------------

受託者	三井住友信託銀行株式会社
-----	--------------

親投資信託
ドイチェ・外国株式マザー
約 款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

親投資信託
ドイチェ・外国株式マザー
約款

運用の基本方針

約款 11 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主に外国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主にモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数（以下、「MSCI コクサイ指数」という。）に採用されている国の株式に積極的に投資を行い、同指数を年率で 3% 程度上回る投資成果を目指します。

市況動向などによっては、MSCI コクサイ指数に採用されていない国の株式に信託財産の最大 10% まで組入れることがあります。

国別配分に関しては、グローバルな景気サイクル、金融政策、企業収益などをベースとするトップダウンにより決定します。

業種別配分に関しては、グローバルおよび地域レベルでの投資テーマに合った業種を中心にセミ・トップダウンにより決定します。

銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズおよびバリュエーションを考慮したボトムアップにより決定します。

付加価値の源泉に関しては、国別配分で 20% 程度、業種別配分および個別銘柄選択で 80% 程度の目処としますが、市況動向等によっては見直されることがあります。

原則として、株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、投資環境の悪化等により下落リスクが高まったと判断した場合または解約に備えての株式の売却により、一時的に株式組入率を引き下げることがあります。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

親投資信託 ドイチェ・外国株式マザー 約款

〔委託者および受託者〕

第1条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

〔信託事務の委託〕

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的、金額および追加信託の限度額〕

第2条 委託者は、金66万円を受益者のために利殖目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、第2項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条、第41条、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託契約の解約の日までとします。

〔受益証券の取得申込みの勧誘の種類〕

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

〔受益者〕

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社とします。

〔受益権の分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については66万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条の第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

〔追加信託金の計算方法〕

第6条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第21条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔信託日時の異なる受益権の内容〕

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第9条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔運用の指図範囲〕

第10条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第7号までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書および第8号ならびに第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号ならびに第13号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔運用の基本方針〕

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔信用リスク集中回避のための投資制限〕

第11条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

〔投資する株式等の範囲〕

第12条 委託者が受託者に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

〔信用取引の指図範囲〕

第13条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をす

ることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第 14 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の借入れ〕

第 15 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔デリバティブ取引等に係る投資制限〕

第 18 条の 2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法によ

り算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

〔特別の場合の外貨建有価証券への投資制限〕

第 20 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

〔保管業務の委任〕

第 22 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第 23 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第 24 条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

第 25 条 （削除）

〔信託財産の登記等および記載等の留保等〕

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

〔有価証券売却等の指図〕

第 27 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第 28 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

〔損益の帰属〕

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔受託者による資金立替え〕

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立

替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

〔信託の計算期間〕

第 31 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 16 日から翌年 11 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 10 年 11 月 26 日から平成 11 年 11 月 15 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔信託財産に関する報告〕

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔信託事務の諸費用〕

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

〔信託報酬〕

第 34 条 委託者および受託者は、この信託に関し、信託報酬を収受しません。

〔利益の留保〕

第 35 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

〔追加信託金および一部解約金の計理処理〕

第 36 条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、一部解約にあっては解約差金として処理します。

〔一部解約〕

第 37 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

〔信託契約の解約〕

第 38 条 委託者は、第 3 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

〔償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第 39 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔償還金の支払いの時期〕

第 40 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定にしたがいま
す。

〔委託者の登録取消等に伴う取扱い〕

第 42 条 委託者が監督官庁より免許の登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、
この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継
ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者と
の間において存続します。

〔委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第 43 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡するこ
とがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事
業を承継させることがあります。

〔受託者の辞任および解任に伴う取扱い〕

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その
他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受
託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者
を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の
うえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監
督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およ
びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交
付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を
行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を
付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1
項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、
これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を
交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第 46 条 第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 38 条第 4
項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受
益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔運用状況に係る情報〕

第 46 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

〔公告〕

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

〔附則〕

第 1 条 第 18 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」とい
います。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内
または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指
標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数
値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済
日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をい
います。

第 2 条 第 18 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為
替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ

先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成 10 年 11 月 26 日(信託契約締結日)

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社